

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年1月31日
【計算期間】 第4期(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド
(Nikko World Trust - Global Trading Opportunity Fund)
【発行者名】 S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番
(2, rue Hildegarde von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 金 光 由 以
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【提出書類】 募集事項等記載書面
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年1月31日
【発行者名】 S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド
(Nikko World Trust - Global Trading Opportunity Fund)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 米ドル建クラス受益証券
50億米ドル(約7,537億円)を上限とする。
円建(ヘッジなし)クラス受益証券
5,000億円を上限とする。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注1) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- (注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=150.74円)による。
- (注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。
- (注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注5) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということがある。)とは毎年8月1日に始まり翌年の7月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は2020年12月16日から2021年7月31日までの期間を指す。

【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

(Nikko World Trust - Global Trading Opportunity Fund)

(注1) グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである日興ワールド・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) ファンドの名称について、「日興ワールド・トラスト」を省略して表示されることがある。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」という。)は、記名式無額面受益証券であり、追加型である。

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

米ドル建クラス受益証券

50億米ドル(約7,537億円)を上限とする。

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

5,000億円を上限とする。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、受益証券は米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注3) 米ドルの円換算は、便宜上、2024年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=150.74円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(4) 【発行(売出)価格】

管理事務代行会社であるS M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社(以下「管理事務代行会社」という。)により関連する計算日に算出される、発行日における受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)。発行価格に関する照会先は、後記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(注) 「発行日」とは、各月の16日(もしくは営業日でない場合には翌営業日)、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

「営業日」とは、ルクセンブルグ、スイス(ジュネーブ)、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日(土曜日もしくは日曜日または12月24日を除く。)、またはファンドに関して管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日の翌営業日、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

(5) 【申込手数料】

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

| 申込口数 | 申込手数料率 |
|------------|-----------------|
| 1万口未満 | 3.30% (税抜3.00%) |
| 1万口以上5万口未満 | 1.65% (税抜1.50%) |

| | |
|-------------|-----------------|
| 5万口以上10万口未満 | 0.825%（税抜0.75%） |
| 10万口以上 | 0.55%（税抜0.50%） |

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(6) 【申込単位】

500口以上1口単位。または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合には、それに従うものとする。

(7) 【申込期間】

2025年2月1日（土曜日）から2026年1月30日（金曜日）まで

(注1) 日本における申込受付時間は、原則として、日本における営業日の午後4時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。

(注2) ファンドは米国の居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

(注3) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「S M B C 日興証券」または「日本における販売会社」という。）

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、発行日の翌営業日の日本における翌営業日（以下「日本における約定日」という。））から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を米ドル建クラスについては米ドル、円建（ヘッジなし）クラスについては日本円で日本における販売会社に支払う。

日本における各約定日に関する申込金額の総額は、日本における販売会社によって、保管会社のファンド口座に、適用される発行日から起算して6営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに、米ドル建クラスについては米ドル、円建（ヘッジなし）クラスについては日本円で払い込まれる。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金

なし

(ロ)引受等の概要

S M B C 日興証券は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2020年11月11日付の受益証券販売・買戻契約を締結している。

管理会社は、S M B C 日興証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ)申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

また、申込金額および申込手数料は、米ドル建クラスについては米ドル、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円で支払うものとする。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

申込総額は、各払込期日までに、日本における販売会社により保管会社に、米ドル建クラスについては米ドル、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円で払い込まれる。

(二)日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)の規制を受けているが、トラストは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。トラストおよびファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。トラストの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。ルクセンブルグ大公国の監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、トラストの投資者には提供されない。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興ワールド・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

受託会社および管理会社は、2017年3月23日付で修正および再録された2009年3月18日付基本信託証書（隨時、修正および追補される。）（以下「基本信託証書」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、トラストの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

ファンドは、主に、いくつかのヘッジファンドに焦点を置いた集中投資アプローチを用いることでのポートフォリオを運用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指す。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

トラストは、基本信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。ファンドは、基本信託証書および信託証書補遺（その後の改正を含み、以下、併せて「信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

ファンドは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に関する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」である。

ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、ファンドに関する管理事務業務を担当し、ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑に行う責任を負う。

ファンドは、一定の状況下で早期に終了しない限り、2031年1月31日または管理会社と受託会社が日本における販売会社と協議のうえ隨時決定するその他の日に終了する予定である。

各受益証券は、ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。ファンドの投資収益は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落およびファンドの資産の運用成績のみに依存する。ファンドが清算される場合に、各受益証券に対して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随时指定し、発行するとともに、以下の方法等により、異なるクラスまたはシリーズを創設することができる。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () ファンドに関するその他の資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

トラストは、改正済のオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（隨時改正される。）（以下「AIFMD」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合（EU）加盟国でトラストの販売活動は行われない。

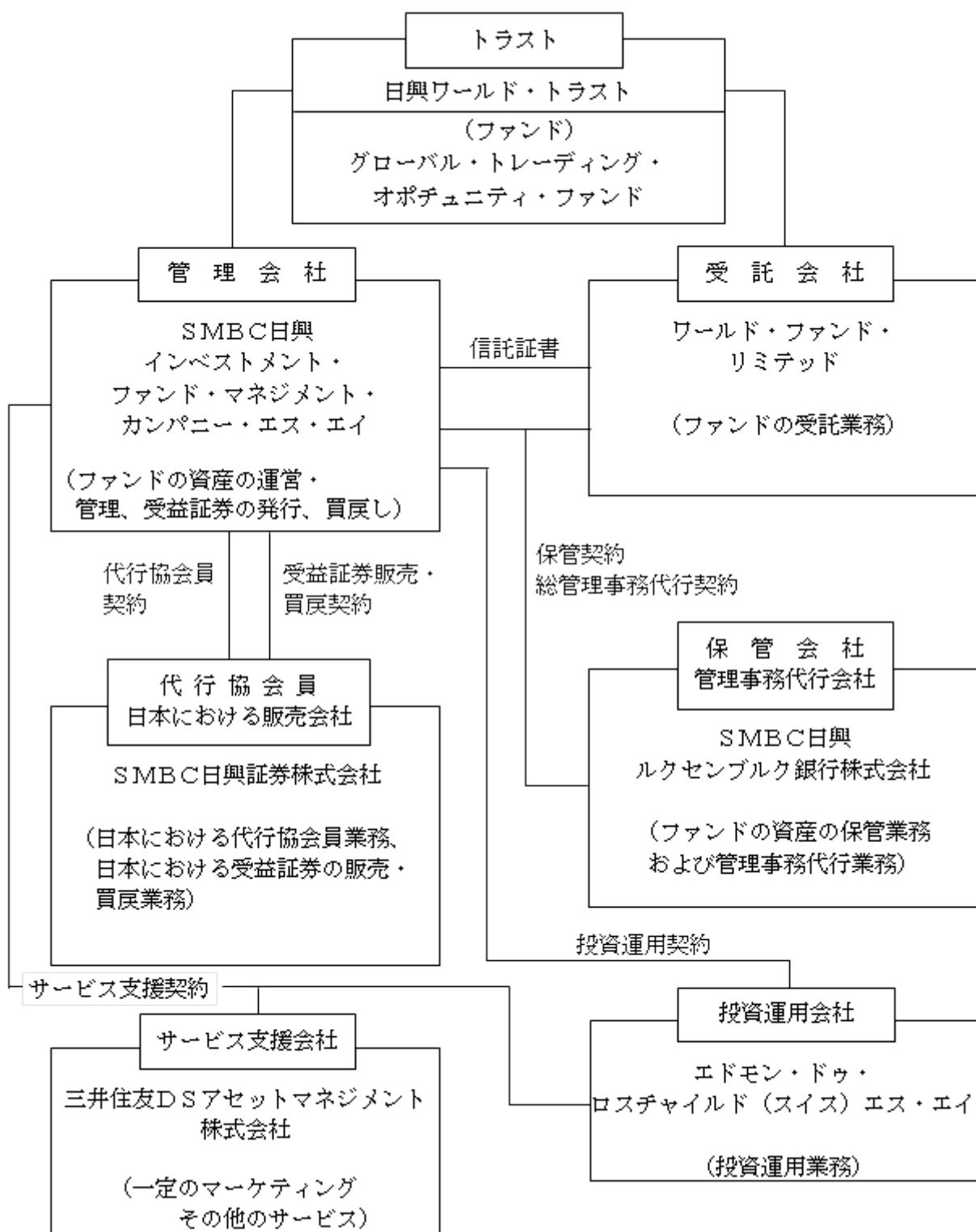
ファンドの基準通貨は、米ドルである。

（2）【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|-----------------|
| 1992年2月27日 | 管理会社設立 |
| 2009年3月18日 | 信託証書締結 |
| 2013年6月18日 | 信託証書補遺締結 |
| 2014年3月14日 | 信託証書補遺締結 |
| 2014年10月20日 | 信託証書補遺締結 |
| 2015年6月15日 | 信託証書補遺締結 |
| 2017年3月23日 | 修正および再録基本信託証書締結 |
| 2020年6月10日 | 信託証書補遺締結 |
| 2020年11月11日 | 信託証書補遺締結 |
| 2020年11月30日 | ファンドの日本における募集開始 |
| 2020年12月16日 | ファンドの運用開始（設定日） |

(3) 【ファンドの仕組み】

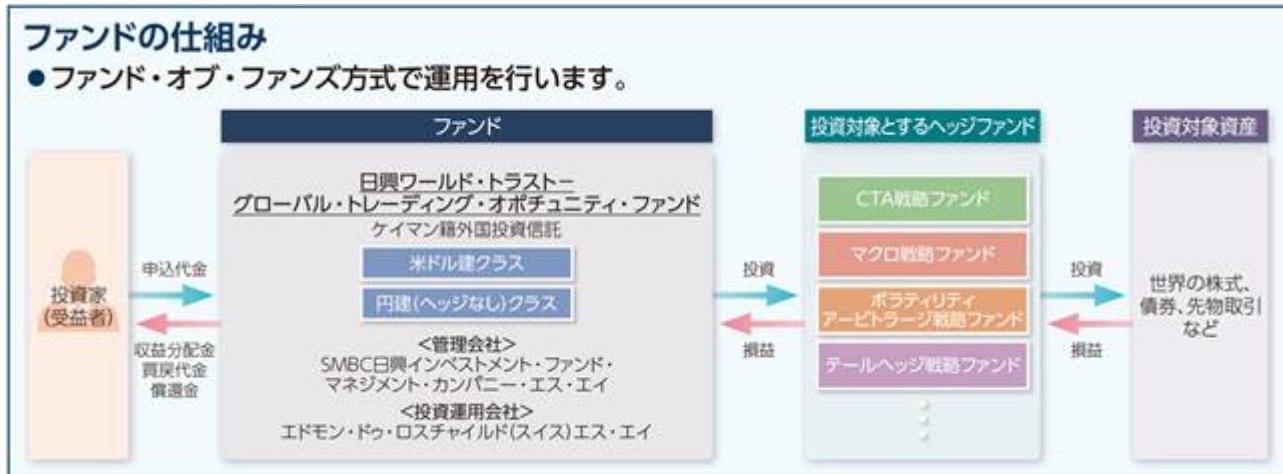
ファンドの仕組み



(注) ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名 称 | ファンドの運営上の役割 | 契約等の概要 |
|--|---------------------|--|
| S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.) | 管理会社 | 受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行う。 |
| ワールド・ファンド・リミテッド (World Fund Ltd.) | 受託会社 | 管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はファンドの資産の受託会社としての業務を行う。 |
| S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.) | 保管会社 管理事務代行会社 | 2009年3月18日付で受託会社および管理会社との間で保管契約 ^(注1) を締結。ファンドの資産の保管業務を行う。 2015年7月15日付で管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約 ^(注2) を締結。ファンドの管理事務代行業務を行う。 |
| エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ (Edmond de Rothschild (Suisse) S.A.) | 投資運用会社 | 設定日までに管理会社との間で投資運用契約 ^(注3) を締結。投資運用業務を行う。 |
| 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | サービス支援会社 | 設定日までに管理会社および投資運用会社との間でサービス支援契約 ^(注4) を締結。ファンドに関する一定のマーケティングその他のサービスを提供する。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 代行協会員 日本における販売会社 | 2020年11月11日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結。日本において代行協会員業務を行う。 2020年11月11日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結。日本において販売・買戻業務を行う。 |

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

(注4) サービス支援契約とは、管理会社によって選任されたサービス支援会社が、ファンドに関する一定のマーケティングその他のサービスを提供することを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注6) 受益証券販売・賃貸契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（隨時改正される。）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、AIFMDに基づきAIFMとして認可を受けている。

() 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、隨時改正される投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125-2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は、2024年11月末日現在、5,446,220ユーロ（約8億6,704万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約3,184円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2024年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=159.20円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

() 会社の沿革

1992年2月27日設立。

() 大株主の状況

（2024年11月末日現在）

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|------------------|-------------------|----------|------|
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 272,311株 | 100% |

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

() ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英國の信託法に従っており、英國の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英國判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英國の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「6 監督官庁の概要」の記載を参照。

() ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成の上、CIMAに提出し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に

基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。募集が継続している場合で、CIMAに提出された募集書類の情報に重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、英文目論見書の内容や形式を指示しないものの、時宜を得て募集書類の内容について規則または方針を発表する。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信すべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (e) 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）
 - マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）
 - 免許条件

トラストおよびファンドの監査人は、デロイト・アンド・トウシュ・エルエルピーである。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

トラストは、毎年1月末日までには前年7月末日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)トラスト資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、トラストの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a)トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確

認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

() 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年1月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付される。年次報告書および会計書類ならびに基本信託証書の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所で入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年7月31日に終了する。ファンドの最初の会計年度末は2021年7月31日であった。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C 日興証券のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあります、CIMAは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストまたはそのファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、他の権限（他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドは、主に、複数のヘッジファンドを中心に集中的に投資を行うポートフォリオを運用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指す。

ファンドは、主にC T A戦略やマクロ戦略等を採用する複数のヘッジファンドに投資を行い、ファンドの価格の変動性を抑えつつ投資機会を捉えることで、投資目的の達成を目指す。

ファンドのポートフォリオは、主として、欧州委員会の指令に基づき規制を受ける譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）である投資先ファンドで構成される。これらの投資先ファンドは様々な運用戦略、オルタナティブ戦略または目標リターンプロファイルを持つものとする（絶対的リターンを上げることを目指す投資先ファンドおよびヘッジファンドを含むが、これらに限られない。）。かかる投資先ファンドは、あらゆる種類の証券（株式、債券（ゼロ・クーポン債、インデックス債または転換社債を含む。）、ワント、かかる有価証券のオプション、先物契約および先渡契約、コモディティ、短期金融商品またはかかる有価証券もしくは他の投資ビークルに投資する投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むが、これらに限られない。）の交換、買付、売却のほか取得、保有、処分および取引を行うことがある。

U C I T Sファンド（上場投資信託（以下「E T F」という。）およびその他の上場投資ファンドを含む。）に主として投資することに加えて、ファンドは、投資目的が上記に類似している非U C I T Sファンドに投資することがある。ただし、非U C I T Sファンド（上場されていることもあれば非上場のこともあり、また非U C I T SであるE T Fが含まれることがある。）への投資は、一銘柄あたりファンドの純資産総額の10%を超えてはならない。

ファンドは付隨的に流動性資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され、一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で保有することができる。

投資目的および方針の変更

ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および／または付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

ヘッジ

為替ヘッジ取引（外国為替先渡取引、通貨先物、通貨スワップおよび通貨オプション等）は、投資対象の通貨（米ドルを除く。）に対するエクスポージャーを（可能な範囲で）ヘッジする目的で受益証券のために行われる。

米ドルの金利が米ドルをヘッジ対象とする通貨の金利より低い場合、ヘッジ費用（これらの金利差に相当する。）が発生する可能性がある。投資者は、かかる費用がファンドの純資産価額に配分および反映されることを認識しておくべきである。一方で、米ドルの金利が対米ドルのヘッジを行う通貨の金利よりも高い場合、ヘッジプレミアム（金利差に相当する利益）が得られる可能性がある。

■ファンドの特色

- 1 CTA戦略やマクロ戦略等を採用する複数のヘッジファンドに投資を行い、ファンドの価格の変動性を抑えつつ投資機会を捉えることで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ファンドでは、主に以下のヘッジファンド戦略に投資を行います。
 - ①CTA戦略とは、CTA(Commodity Trading Advisor=商品取引顧問業者)がコンピューター・プログラム等を用いて世界各国の取引所に上場されている先物取引等を行う戦略です。
 - ②マクロ戦略とは、世界各国の各市場の方向性を予想して収益の獲得を目指す戦略であり、世界各国の取引所に上場されている多種多様な現物証券、先物取引、為替取引などを活用します。
 - ③ボラティリティ・アービトラージ戦略とは、オプションの価値とボラティリティの関係に着目し、デリバティブ等を活用して収益の獲得を目指す戦略です。
 - ④テールヘッジ戦略とは、テールイベント(稀にしか発生しないものの、発生すると大きな影響のある事象)発生時の価格変動等に着目し、デリバティブ等を活用して収益獲得を目指す戦略です。
 - 投資先ファンドでは各運用会社が独自の投資戦略により、世界各国の取引所に上場されている先物取引等の幅広い資産に投資し、買い建て、売り建ての両方のポジションを活用して機動的なポートフォリオの構築を行います。
- 2 ヘッジファンドへの投資に精通したエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイが、複数の投資戦略・優良なマネージャーを選定しポートフォリオを構築します。
- 投資先ファンドとその数および配分は、投資運用会社により決定され、投資環境や運用実績等に応じて見直されます。
- 3 「米ドル建クラス」と「円建(ヘッジなし)クラス」からお選びいただけます。
- 「円建(ヘッジなし)クラス」のクラスは、為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドの概要は、以下のとおりである（2024年11月末日現在）。

| | |
|---------|--|
| 投資対象の名称 | Lumyna - Marshall Wace TOPS (Market Neutral) UCITS Fund - USD B (acc) |
| 運用会社の名称 | Generali Investments Luxembourg S.A. |
| 運用の基本方針 | 主にグローバル株式への投資を通じて、一貫したプラスリターンの獲得を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 株式およびデリバティブ取引に投資します。特定の国やセクターには着目せず投資し、レバレッジポジションの構築はデリバティブ取引のみを通じて行います。 |

| | |
|---------|---|
| 投資対象の名称 | GlobalReach Multi-Strategy ICAV - Graham Macro UCITS Fund Class J Platform Shares (USD) |
| 運用会社の名称 | MPMF Fund Management (Ireland) Limited |
| 運用の基本方針 | 長期的な元本成長を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 商品、通貨、債券、および株式／株価指数の4つの資産クラスに投資します。商品投資に際しては、仕組み金融商品に投資することがあります。各資産クラスには、直接投資もしくは上場先物、オプション、スワップ、店頭為替先渡契約などのデリバティブを通じて投資します。ファンドは投資戦略の一環として、各資産クラスにおいてショートポジションを取ることがあります。 |

| | |
|---------|--|
| 投資対象の名称 | Fulcrum Diversified Absolute Return Fund I USD Share Class (Acc) |
| 運用会社の名称 | ONE fund management S.A. |
| 運用の基本方針 | 株式市場よりも低いボラティリティで、あらゆる市場環境下においてインフレ率を上回る絶対リターンを目指します。 |
| 主要な投資対象 | 株式、コモディティ関連商品、債券、現金に直接または金融派生商品を通じて投資します。 |

| | |
|---------|--|
| 投資対象の名称 | Coremont Investment Fund-Brevan Howard Absolute Return Government Bond Fund Class AM (USD) |
| 運用会社の名称 | Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. |
| 運用の基本方針 | 直近の12ヶ月間において債券・株式市場との低い相関かつ安定した値動きを維持しつつ、プラスのトータルリターンを獲得することを目指します。 |
| 主要な投資対象 | 直接投資もしくはデリバティブに投資します。投資先の資産クラスには国債、また主要な国際的企業により発行された債券、政府系機関もしくはG10諸国の銀行により発行され、政府により保証されることで高い信用力を有する債券などその他債券を含みますが、それらに限りません。上記の証券を参照するデリバティブ（先物取引、先渡し取引、スワップ（キャップ、フロア、クレジット・デフォルト・スワップを含む）、オプションおよび差金決済取引）にも投資を行うことがあります。 |

| | |
|---------|---|
| 投資対象の名称 | BlueBay Funds - BlueBay Global Sovereign Opportunities Fund I - USD |
| 運用会社の名称 | BlueBay Funds Management Company S.A. |
| 運用の基本方針 | インカムの創出および投資元本の成長によるリターンの獲得を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 主に確定利付債券に投資します。新興国を含む各国の政府系機関により発行された債券に投資し、また純資産の50%を上限に投資適格未満の債券に投資します。メインランドチャイナへの投資は25%を上限に行います。米ドル建ておよび現地通貨建てを含む非米ドル建ての証券に投資します。 |

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

投資運用会社の運用体制は以下の通りである。

運用プロセス

- ヘッジファンドでは、類似の戦略を採用していても内容は千差万別であり、相場環境により全く異なるリターンとなる場合もあります。そのため、ポートフォリオのリターンを安定的にするには複数のヘッジファンドへの分散だけでなく、運用責任者の手腕やチームの分析力、適切なリスク管理など様々な項目を考慮したファンド選定が重要です。

i) ファンド・セレクション・プロセス

セレクティング・プロセス

予備スクリーニング

- ▶ 経験豊富なアナリスト・チームが、約1万*のヘッジファンドのユニバースをスクリーニング。
*世界の4,500の運用会社によって運用されており、運用資産残高は約3兆米ドル。

適合性評価

投資可能なユニバースはランク付けされ、経験豊富なアナリストが潜在的な候補を検討
+定量分析
(約300のヘッジファンド)

- ▶ リサーチは、データベースや、他のマネージャーからの紹介など、幅広い情報から新しい投資アイデアを得て、投資運用会社の内部で実行。
- ▶ 投資チームは、予想される市場状況に照らして、アイデア／マネージャーの適合性を検討。
- ▶ 独自のツールを使用して、最初の定量フィルタを適用。

マネージャーへのインタビュー

レファレンス・チェック

+定性分析 (約150のヘッジファンド)

- ▶ チームは年間約250回のマネージャーミーティング(オンサイト訪問を含む)と200回以上の電話会議
- ▶ 法律文書・行政文書のレビュー
- ▶ セレクション・コミッティのメンバーは、広範なコンタクトを利用して、マネージャーについてさらに情報収集。

セレクション・コミッティ

- ▶ セレクション・コミッティのメンバーは、予想される現在の市場状況に照らしてマネージャーの適性を評価。

さらに、すべての厳選されたファンドが投資として魅力的であり続けることを確保するため、徹底的なモニタリング・プロセスがこれらのファンドに適用されます。

ii) ポートフォリオ構築プロセス

ポートフォリオは上記のプロセスにおいて選別ファンドを統合することにより構築されます。ファンドの投資目的に従い、当該プロセスは、主に、CTA戦略やマクロ戦略またはポラティリティアービトラージ戦略にフォーカスされます。

ポートフォリオの構成は、定性・定量分析ならびに評価を用いて、投資運用会社により決定され、監視されます。

*上記の運用プロセスは2024年11月時点のものであり、将来変更される場合があります。
(社)エドモン・ド・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ

(4) 【分配方針】

ファンドは、各受益者に対し分配できるが、現時点において分配を実施する予定はない。

(5) 【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- (イ) ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- (ロ) ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行ってはならない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。
- (ハ) ファンドおよび管理会社の運用する他の投資信託による保有が、一発行会社の議決権の総数の50%を超えることとなるような株式投資を行ってはならない。この制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。
- (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (二) ファンドは、その純資産の15%を超えて私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（隨時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。
- (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- (ホ) 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%超が、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (ヘ) 管理会社がファンドの名において行う取引のうち管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害する取引は、すべて禁止される。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払いまたはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

上記の投資制限に加え、ファンドは、その資産の投資に関して以下の投資制限に従う。

デリバティブ

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用目的(ヘッジを含む。)のためにデリバティブ取引またはその他の類似の取引を行う。投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク・ウェイトがファンドの純資産総額の80%以内に留まるように、日本の金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額および基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に定められる標準的方式を用いることにより、デリバティブ取引またはその他の類似の取引を管理する。疑義を避けるために付言すると、差金決済がなされない通貨先渡取引は、デリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク・ウェイトの計算からは除外される。

信用リスク

(ア) 上記「(1) 投資方針、投資目的および投資方針」の項においてさらに詳述されるとおり、ファンドは、主としてUCITSに投資する。UCITSは、欧州の指令および規制ならびに特にリスク分散に関連するUCITSの規制に従う。ファンドは主としてその資産をUCITSに投資するため、また日本証券業協会(以下「JSDA」という。)が、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および/または「デリバティブ等エクspoージャー」のうちの単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャー(以下「信用リスク」という。)に関して、UCITSに関する指令および規制はJSDAの外国証券の取引に関する規則に合致すると解していることから、管理会社は、JSDAの外国証券の取引に関する規則によるファンドの信用リスクに対するエクspoージャーはモニタリングされており、したがってファンドはJSDAの外国証券の取引に関する規則を遵守していると解している。

(ブ) ファンドが投資がある商品(UCITSを除く。)に関して、ファンドは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体または取引相手方が発行する以下の有価証券/カテゴリーのいずれにも投資してはならない。

- i. 株式等エクspoージャー(すなわち、投資信託の投資証券および受益証券/会社の株式)
- . 債券等エクspoージャー(すなわち、有価証券(投資信託の投資証券および受益証券/会社の株式を除く。)、金銭債権(先物為替取引等の取引またはその他のデリバティブ取引により生じる債権を除く。)および匿名組合拠出持分)
- . デリバティブ等エクspoージャー(すなわち、デリバティブ取引(先物等)またはその他の類似の取引(通貨先渡取引、貸付取引、借入取引およびレポ取引等)により生じる債権)

さらに、ファンドは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体または取引相手方が発行する上記の有価証券/カテゴリーに投資してはならない。

上記として記載されるデリバティブ等エクspoージャーを計算する目的においては、以下に詳述される計算方法が採用される。

差金決済がなされない通貨先渡取引のエクスポージャーは、取引の取引相手方に対するエクスポージャーとして計算され、以下の規定に従いその支払期日に応じて決定される。

- 120日以内に支払期日が到来する取引は、エクspoージャーがゼロであるものとして取り扱われる。
- 120日より後に支払期日が到来する取引は、時価評価益の金額に相当するエクspoージャーを有するものとして取り扱われる。

金融デリバティブ商品（差金決済がなされない通貨先渡取引を除く。）のエクspoージャーは、取引における有価証券の発行体および取引相手方に対するエクspoージャーとみなし、かかるエクspoージャーは、J S D A の外国証券の取引に関する規則に従って決定される。

本（b）の制限を遵守するため、非U C I T S（上場されていることもあれば非上場のこともあり、また非U C I T S であるE T Fが含まれることがある。）である投資先ファンドへの投資は、一銘柄あたりファンドの純資産総額の10%を超えてはならない。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、ファンド決議による承認なしにファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）に適合している範囲内において、ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を行うことにより、全般的にまたは個々のファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、ファンドのために、

- （イ）結果的にファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- （ロ）結果的にファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - （イ）特殊事情（ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてよいものとし、
 - （ア）（ア）ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - （イ）管理会社が、ファンドの資産の健全な運営またはファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本（ロ）項において言及される借入制限を超えてよいものとする。
- （ハ）株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- （ニ）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にファンドが保有するかかる投資対象の総価値がファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限しないものとする。

(ホ) ファンドの受益者の利益を損なうか、またはファンドの資産の適切な運用に違反する取引（ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

(ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引してはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

(イ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

(ロ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

(ハ) ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収することができない可能性がある。したがって、ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。ファンドは、収益水準に関係なく各種の報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。

投資リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の運用実績は、ファンドの将来の見通しを必ずしも指示するものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、ファンドの投資ガイドラインの範囲内で信託財産の投資運用に完全な責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付代金、当該買付代金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該ファンドに係るものとして指定される。あるサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一または複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とでき、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内のみを債権者の財源として限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に明確に区分することが不可能である点に留意するべきである。

信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポート・リスクリミテーションは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクリミテーションを通過して分析される。信用リスクは、ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポート・リスクリミテーションも存在している。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引類型を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではない。したがって、投資を行おうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

上記のほか、ファンドは、以下のような多数の潜在的投資リスクに直面する。

市場リスク

ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時として急激または想定外に騰落することがある。証券市場全体または証券市場で代表的な特定の業種に影響を及ぼす要因により、有価証券の価格が下落することがある。特定の企業と特に関連しない、実際の景気悪化もしくは景気悪化の認識、企業業績全体の見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または投資家心理全般の悪化等の全般的な市況により、有価証券の価格が下落することがある。有価証券の価格は、特定の一または複数の業種に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および業種内の競争状態等）により下落することもある。株式は、一般的に、債券よりも価格のボラティリティが大きい。管理会社は、歐州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）が推奨する転換アプローチに従って計算されるコミットメント・アプローチを適用する。コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品のポジションを原資産の等価ポジションに変換する手法である。トータル・コミットメントは、ネットティングおよびヘッジの影響を考慮した上で、個々のコミットメントの絶対的価値の合計として定量化される。さらに、十分なデータが入手可能になった時点で、管理会社は、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を算出することにより、通常の市況においてファンドが発生させるおそれがある潜在的な市場リスクによる損失を数量化する。

流動性リスク

特定の状況下では、ファンドが取引を行う市場が流動性を失い、値付けされた価格で有価証券を取得し、または売却することが困難となることがある。

ファンドは、純資産価額の計算頻度、および／または買戻日および／または買戻金支払手続が異なる投資先ファンド（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が不足する可能性があり、流動性の不足により、原債務の支払い（買戻し）に遅延が生じるおそれがある。買戻しに関する制限は、投資先ファンドのレベルで存在することがあり、かかる制限がファンドに影響を及ぼす可能性がある。また、一部の流動性の低い投資先ファンドについては、各評価日における直近の公式な純資産価額が入手できない場合があり、その結果、ファンドの純資産価額は、これらの投資先ファンドに係る純資産価額の見込額を用いて算出されることがある。

管理会社は、ファンドの流動性の特性が基本信託証書または英文目論見書に規定される買戻方針に適合していることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければならない。

投資先ファンドにおけるデリバティブ取引リスク

投資先ファンドは、有価証券の大規模な空売り、相当程度のレバレッジを用いた運用、ディストレスト証券および価格急騰銘柄への投資、ならびに金融商品の店頭取引および投機的取引（あらゆる種類の先物およびオプションならびに通貨契約を含む。）を行うこともある。このようなデリバティブ取引は、有利な投資結果が得られた場合はリターンを増加させることもあるが、一方で関連する投資先ファンドに多額の損失が発生し、ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスク

ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通して分析される。上記にかかわらず、信用リスクは、全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後の信用エクスポージャーも存在している。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより投資対象の現金化が必要とされることがある。かかる現金化に起因してファンド（およびその残存する受益者）において、現金化がなければ生じなかつたと思われる経費を負担する可能性がある。

外国為替リスク

ファンドの資産の一部は、ファンドの基準通貨以外の一または複数の通貨に投資されることがある。ファンドの基準通貨へのヘッジは行われないことがあり、投資者は、それに伴う外国為替リスクにさらされる可能性がある。また、外国為替リスクは、特定の通貨のオープン・ポジションまたは完全にヘッジされていないポジションに起因して生じる。かかるポジションは、業務運営の当然の結果として生じることがある。外国為替リスクの主要因は、通貨価格の変動と国際金利の変動の相関関係が不完全であることである。

他の投資先ファンドへの投資に係るパフォーマンス・リスク

ファンドは投資先ファンド（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券に投資するため、分散性が欠如することがある。ファンドが投資する投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、ファンドのパフォーマンスの悪化につながる。

報酬の重層構造：他の投資先ファンドへの投資に関連する報酬

受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社およびファンドのその他のサービス提供会社の費用および報酬のほか、ファンドは、ファンドの純資産の最大年率約2%の割合で、投資先ファンドがその資産から支払うことがある管理報酬、ならびにファンドの関係会社およびサービス提供会社であることもある投資先ファンドの関係会社および／またはサービス提供会社に支払われるその他の報酬および費用を按分して間接的に負担する。投資先ファンドにより潜在的なパフォーマンス報酬が支払われる場合があり、かかる報酬は、上記の管理報酬ならびにその他の報酬および費用に上乗せされることにあることに留意すべきである。投資先ファンドが支払うパフォーマンス報酬（もしあれば）は、投資先ファンドの投資運用者にとっては、かかる投資運用者自身および投資先ファンドの投資者のためにより高いリターンを得ることを目的としてより高いリスクを取る動機となることがある。

ファンドが投資する一部の投資先ファンドは、かかる投資先ファンドの持分の買戻時に買戻手数料を請求することがある。ファンドがファンドの受益証券の大部分の買戻しを行う場合には、ファンドの受益証券の買戻しに応じるため、買戻手数料を請求する投資先ファンドの持分の買戻しをファンドが行うことが必要となる可能性がある。かかる投資先ファンドの買戻手数料は、上記の管理報酬ならびにその他の報酬および費用には含まれておらず、ファンドのパフォーマンスの悪化につながることがある。

利益相反

ファンドの資産の一部は、投資運用会社またはエドモン・ドゥ・ロスチャイルドの企業グループの他の事業体が特定の役割（管理会社、投資顧問会社、販売会社または当該金融商品に関連するその他の役割等）を担っている金融商品（投資ファンドを含む。）に投資されることがあり、その結果、投資運用会社は利益相反のリスクにさらされる可能性がある。

運用リスク

ファンドが保有している有価証券のファンダメンタルズ面の価値に関する投資運用会社の判断が誤りであることが判明することがある。

ファンドの資産配分に関する投資運用会社の判断が誤りであることが判明することがある。

ヘッジ

上記「2 投資方針、（1）投資方針、ヘッジ」の項に記載されるとおりファンドはヘッジを行うが、かかるヘッジが成功する保証はない。

上記の特別の勘案事項の一覧は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明となることを意図したものではない。よって、投資予定者は、英文目論見書および英文目論見書の付属書を精読し、ファンドへの投資を決定する前に自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社の投資リスク管理体制

投資運用会社は、少なくとも月に1回、ファンドのポートフォリオおよびパフォーマンスをレビューし、ファンドが、資産クラス、投資テーマ、セクターおよび戦略への過度の集中ならびに選択ファンド間の過度の相関関係などの過剰なリスクを負担していないか、またはベンチマークと比較して不規則なパフォーマンスを示していないかを確認する。

適用法令の遵守、ファンドの投資制限は、投資運用部門から完全に独立したリスクマネジメント部門により、日次ベースでモニタリングおよびコントロールされる。

また、リスクマネジメント部門は、現金水準および資金の流入／流出をモニタリングし、リスクに関する手続きや、内部規制のフォローアップを行う。リスク・マネジメント・チームはまた、ファンドおよび投資先ファンドのレベルにおける市場リスクも監視する。ファンドにおける流動性リスクおよび潜在的な運用リスクも監視される。

オペレーションナル・デュー・ディリジェンス(O D D)はエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループにより実施され、O D D チームはファンド運用部門からも独立している。

(注) 上記投資リスク管理体制は2024年11月末日現在の記載であり、今後変更となる場合がある。

(3) リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2019年12月から2024年11月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2020年12月16日に運用を開始したため、2021年11月以前の年間騰落率および2020年12月15日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出できません。)。

米ドル建クラス

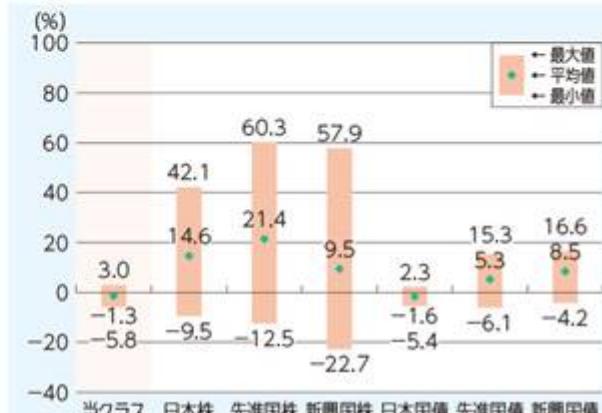


ファンドと他の代表的な

資産クラスとの年間騰落率の比較

2019年12月から2024年11月の5年間(ただし、ファンドについては2021年12月から2024年11月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2019年12月～2024年11月



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

円建(ヘッジなし)クラス



2019年12月～2024年11月



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格はファンドの1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指標の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●代表的な資産クラスを表す指標

日本株…………TOPIX(配当込み)
先進国株…………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株…………S&P 新興国総合指数

日本国債…………ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債…………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX總研又は株式会社JPX總研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指標は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指標の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

申込総額に対し上限3.00%（税抜）の申込手数料が課される。

日本国内における申込手数料

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

| 申込口数 | 申込手数料率 |
|-------------|-----------------|
| 1万口未満 | 3.30%（税抜3.00%） |
| 1万口以上5万口未満 | 1.65%（税抜1.50%） |
| 5万口以上10万口未満 | 0.825%（税抜0.75%） |
| 10万口以上 | 0.55%（税抜0.50%） |

（注1）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）上記申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

買戻手数料は課されない。ただし、ファンドが投資する一部の投資先ファンドは、かかる投資先ファンドの持分の買戻時に買戻手数料を請求することがある。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課されない。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.01%の割合の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟またはその他の例外的な事項を検討し、またはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時点における追加的な交渉の対象とし、反対の合意がない限り、追加の報酬は、その時々において有効な時間単価で受託会社により請求される。

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドに関連して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

受託報酬は、ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドに関連して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

管理報酬は、ファンドの設定・継続開示にかかる手続き、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.50%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

投資運用報酬は、ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.08%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は12,500ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関する管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.06%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は3,000ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関する保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

サービス支援報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.12%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

サービス支援報酬は、ファンドに関する一定のマーケティングその他のサービスの対価として支払われる。

販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.50%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

販売報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

投資先ファンドの経費

ファンドは、その投資先ファンドの資産から支払うべきとされることがあるすべての報酬および費用（かかる投資先ファンドの受託者、管理者、投資顧問およびその他の関連会社に支払うべき報酬および費用を含む。）の比例的負担額を間接的に負担する。報酬および費用についての上記の上限に加えて、投資先ファンドが支払うべき潜在的パフォーマンス報酬も、ファンドが間接的に負担することがある。投資先ファンドが投資する投資ファンドに関連する報酬（もしあれば）も、ファンドが間接的に負担する場合がある。投資先ファンドはファンドの投資方針によってその時々において異なることがあるため、投資先ファンドの報酬および費用の金額、比率、最大金額および計算方法のいずれについても英文目論見書の付属書には記載しない。

設立費用

ファンドの設立および受益証券の当初募集に関連する経費および費用は、181,000米ドル相当額となる予定である。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を用いることを決定しない限り、ファンドの当初5会計年度以内に償却される。

経費および費用は、隨時調整されることがある。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびトラスト、管理会社および／または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、トラストまたはファンドに課せられる、資産、収益および費用に関して支払われるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用、償還費用などを含む。ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記（B）はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

(A) 日本

2024年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受け
るファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日
以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになる
が、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させること
もできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をい
う。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当
額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場
合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得
税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場
合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益
課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算
額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税
15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率に
による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率
は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課
税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益
通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能であ
る。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と
同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場
合、支払調書が税務署長に提出される。
- （注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは
恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることはない。
ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株
式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受け
るファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日
以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすること
もできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了
させることもできる。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通
算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当
額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場
合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除
く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率と
なる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越しも可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることはない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、トラストに関する受託会社による、またはトラストに関する受託会社に対する支払いに対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、トラストに関しケイマン諸島の財務長官から保証書を受領した。かかる保証書には、トラストの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOLI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOLI規則」と総称する。）。AEOLI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOLI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOLI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOLI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。トラストおよび/またはファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOLI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

A E O I 規則により、トラストおよび／またはファンドは、特に、() (U S I G A に該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号（以下「G I I N」という。）を取得するために内国歳入庁（以下「I R S」という。）に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() C R S に基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および() ケイマン諸島税務情報局に C R S コンプライアンス用紙を提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合は I R S ）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律（とりわけ特に米国の税制）に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

トラストおよび／もしくはファンドへの投資ならびに／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、トラストおよび／またはファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、トラストのA E O I 規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび／または投資者の口座の閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保し、および／または、そうする義務を負う。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

(C) その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、ファンドはファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

ファンドの運用は、2020年12月16日に開始された。
なお、ファンドにベンチマークはない。

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2024年11月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(米ドル) | 投資比率(%) |
|---------------------|---------|------------------------------|---------|
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 9,128,835.17 | 64.85 |
| | アイルランド | 2,908,981.25 | 20.66 |
| | ケイマン諸島 | 1,990,028.89 | 14.14 |
| | 小計 | 14,027,845.31 | 99.65 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 49,192.65 | 0.35 |
| 合計(純資産総額) | | 14,077,037.96 (約2,122百万円) | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2024年11月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 国・地域名 | 種類 | 数量 (口数または株数) | 簿価 (米ドル) | 時価 (米ドル) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------------------|---------|------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|
| 1 | LMY-MW TOP MKT NEUT B UCITS USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 10,348.52 | 2,128,623.23 | 2,321,426.22 | 16.49 |
| 2 | GL REACH M ST GRAHAM MAC J USD ACC | アイルランド | 投資信託 | 16,886.63 | 2,114,022.30 | 2,163,552.57 | 15.37 |
| 3 | FULCRUM DIVERS ABS RET I USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 12,411.27 | 1,567,556.05 | 1,735,840.22 | 12.33 |
| 4 | COREMONT BRE HOW AB RT GV-AMUSD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 10,172.60 | 1,281,668.14 | 1,470,318.10 | 10.44 |
| 5 | BLUEBAY GLB SOV OPP I USD PERF ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 10,547.61 | 1,347,829.25 | 1,421,395.65 | 10.10 |
| 6 | MULTIRNG-ONE RIV DY CONV C3 USD ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 15,263.21 | 1,502,242.79 | 1,376,283.74 | 9.78 |
| 7 | CAPULA VOLAT OPPR FD S150 APR22 USD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 9,636.99 | 1,027,030.37 | 1,013,845.66 | 7.20 |
| 8 | MONTLAKE ALPHAQ UCIT-USDF INST ACC | アイルランド | 投資信託 | 9,555.06 | 758,869.84 | 745,428.68 | 5.30 |
| 9 | QUADRIGA INVESTORS IGNEO USD B ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 8,059.61 | 830,336.06 | 723,189.07 | 5.14 |
| 10 | JOHN STREET SYST - CL HV USD A ACC | ケイマン諸島 | 投資信託 | 4,004.96 | 566,414.42 | 696,813.86 | 4.95 |
| 11 | CAPULA VOLAT OPPR FD S150 OCT23 USD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 2,780.00 | 278,000.00 | 279,369.37 | 1.98 |
| 12 | AMUNDI FD CASH USD I2 USD C ACC | ルクセンブルグ | 投資信託 | 65.28 | 78,701.63 | 80,382.17 | 0.57 |

【投資不動産物件】

該当事項なし（2024年11月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2024年11月末日現在）。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2024年11月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

米ドル建クラス受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|------------------------|---------------|-----------|------------|--------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 円 |
| 第1会計年度末 (2021年7月末日) | 41,298,243.12 | 6,225,297 | 99.69 | 15,027 |
| 第2会計年度末 (2022年7月末日) | 15,919,779.55 | 2,399,748 | 98.47 | 14,843 |
| 第3会計年度末 (2023年7月末日) | 11,644,306.76 | 1,755,263 | 93.53 | 14,099 |
| 第4会計年度末 (2024年7月末日) | 7,906,753.80 | 1,191,864 | 95.84 | 14,447 |
| 2023年12月末日 | 9,313,244.69 | 1,403,879 | 93.60 | 14,109 |
| 2024年1月末日 | 9,328,174.28 | 1,406,129 | 93.75 | 14,132 |
| 2月末日 | 9,293,568.89 | 1,400,913 | 94.35 | 14,222 |
| 3月末日 | 9,107,340.91 | 1,372,841 | 95.36 | 14,375 |
| 4月末日 | 9,132,550.57 | 1,376,641 | 95.63 | 14,415 |
| 5月末日 | 7,937,508.83 | 1,196,500 | 95.06 | 14,329 |
| 6月末日 | 7,916,908.54 | 1,193,395 | 95.96 | 14,465 |
| 7月末日 | 7,906,753.80 | 1,191,864 | 95.84 | 14,447 |
| 8月末日 | 7,923,078.93 | 1,194,325 | 96.04 | 14,477 |
| 9月末日 | 7,931,754.89 | 1,195,633 | 96.14 | 14,492 |
| 10月末日 | 6,933,678.26 | 1,045,183 | 95.64 | 14,417 |
| 11月末日 | 6,949,108.01 | 1,047,509 | 95.85 | 14,448 |

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

| | 純資産総額 | 1口当たり純資産価格 |
|------------------------|---------------|------------|
| | 円 | 円 |
| 第1会計年度末 (2021年7月末日) | 3,713,267,845 | 10,486 |
| 第2会計年度末 (2022年7月末日) | 2,293,867,263 | 12,552 |
| 第3会計年度末 (2023年7月末日) | 1,434,394,461 | 12,767 |
| 第4会計年度末 (2024年7月末日) | 1,075,736,344 | 13,889 |
| 2023年12月末日 | 1,117,141,591 | 12,716 |
| 2024年1月末日 | 1,119,596,979 | 13,273 |
| 2月末日 | 1,116,548,942 | 13,559 |
| 3月末日 | 1,127,971,042 | 13,866 |
| 4月末日 | 1,171,836,278 | 14,405 |
| 5月末日 | 1,138,186,551 | 14,344 |
| 6月末日 | 1,161,911,078 | 14,830 |
| 7月末日 | 1,075,736,344 | 13,889 |
| 8月末日 | 1,035,089,414 | 13,365 |
| 9月末日 | 1,017,814,045 | 13,142 |
| 10月末日 | 1,083,945,036 | 13,995 |
| 11月末日 | 1,070,579,439 | 13,823 |

<参考情報>

■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2020年12月16日(設定日)～2024年11月末日)

米ドル建クラス



円建(ヘッジなし)クラス



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

| 会計年度 | 収益率(%) (注) | |
|--------|------------------|-------|
| 第1会計年度 | 米ドル建クラス受益証券 | -0.31 |
| | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 4.86 |
| 第2会計年度 | 米ドル建クラス受益証券 | -1.22 |
| | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 19.70 |
| 第3会計年度 | 米ドル建クラス受益証券 | -5.02 |
| | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 1.71 |
| 第4会計年度 | 米ドル建クラス受益証券 | 2.47 |
| | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 8.79 |

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(第1会計年度の場合、当初発行価格(米ドル建クラス受益証券:100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券:10,000円))

<参考情報>

■収益率の推移

米ドル建クラス



円建(ヘッジなし)クラス



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a=各曆年末現在の1口当たり純資産価格(当該各曆年の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b=当該各曆年の直前の各曆年末現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)(ただし2020年については当初発行価格(米ドル建クラス:100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス:10,000円))

(注2) 2020年は12月16日(設定日)から12月末日まで、2024年は1月1日から11月末日までの収益率です。

ファンドにベンチマークはありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建クラス受益証券

| 会計年度 | 販売口数 | 買戻し口数 | 発行済口数 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第1会計年度 | 424,270 (424,270) | 10,000 (10,000) | 414,270 (414,270) |
| 第2会計年度 | 0 (0) | 252,600 (252,600) | 161,670 (161,670) |
| 第3会計年度 | 1,000 (1,000) | 38,170 (38,170) | 124,500 (124,500) |
| 第4会計年度 | 0 (0) | 42,000 (42,000) | 82,500 (82,500) |

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

| 会計年度 | 販売口数 | 買戻し口数 | 発行済口数 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第1会計年度 | 354,120 (354,120) | 0 (0) | 354,120 (354,120) |
| 第2会計年度 | 3,000 (3,000) | 174,370 (174,370) | 182,750 (182,750) |
| 第3会計年度 | 0 (0) | 70,400 (70,400) | 112,350 (112,350) |
| 第4会計年度 | 0 (0) | 34,900 (34,900) | 77,450 (77,450) |

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

手続

受益証券は、申込人が買付を希望する受益証券の口数および／または価額を明記した買付申込通知を管理事務代行会社に送付することにより買い付けることができる。買付申込通知の写しは管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。かかる買付申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう記入された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

募集

受益証券は、以下の申込通知の手続に従って、各発行日に、当該受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行し、買付することができる。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により関連する計算日に計算されるものとする。

受益証券の申込みは、受益証券口数または金額の単位で行われる。受益証券は、関連する発行日の属する月の第2暦日（営業日ではない場合は直前の営業日）の12時（ルクセンブルグ時間）または管理事務代行会社が販売会社と協議の上決定するその他の時刻までに管理事務代行会社が受領した買付申込通知に関して発行される。管理事務代行会社が一旦受領した買付申込通知は取消不能である。

ある発行日付の申込人1人当たりの最低申込受益証券口数は、500口以上1口の整数倍とするものとする。ファンドのある発行日付の申込人1人当たりの最低申込金額は、米ドル建クラス受益証券については50,000米ドル、円建（ヘッジなし）クラス受益証券については5,000,000円または管理会社が販売会社と協議の上隨時決定し、申込みの前に申込人に通知される最低金額とするものとする。小数第3位までの端数受益証券を発行することができる。

申込総額の3.00%（税抜）を上限とする申込手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

販売会社が保持する申込手数料を除いた申込金額は、保管会社により、関連する発行日から5営業日後（もしくは当該5営業日目の日に決済を行うことができなかった場合には当該5営業日目の日の直後の決済可能な日）または管理会社が隨時決定するその他の日までに、即時利用可能な資金により、受領されなければならない。

管理会社は、その単独の裁量において、要求したとおりに支払いを保管会社が受けなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の現実の詐欺行為または故意の不履行に起因しない限り、ファンドに補償するよう申込人に要求する権利を留保する。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人（データ主体）に関するすべての情報は（疑義を避けるために付言するならば、日本における販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、買付申込通知または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および／または受託会社とのトラストへの投資経由による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。）、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679（EU一般データ保護規則）に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および／またはケイマン諸島の2017年データ保護法に従ってデータ管理者として行為する受

託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および／または受託会社によるトラストに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および／または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、トラストの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）は手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、かかる手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の維持に関して適切な者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはトラストが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、トラストに代わるAML担当者を含む関係各社は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者または譲受人（適用ある場合）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、トラストに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、適用ある法律で認められる最大限の範囲において、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

トラストに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があると疑うか、もしくは遵守していない可能性があると助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、トラストによる隨時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してトラストに対して、また、受託会社および／または違反に同意したか、もしくは、違反を黙認した受託会社の取締役もしくは役員または違反を放置したことによる帰責性があると証明された者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。トラストがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、トラストがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が大量破壊兵器の拡散、犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ ）大量破壊兵器の拡散、テロ行為またはテロリストへの資金提供もしくはテロリストの資

産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、適用される法律および規則に基づき、実質所有者および管理者のために、またそれらのために、またはそれらの代理人のために、マネー・ロンダリング、税務情報交換、規制およびケイマン諸島およびその他の法域における類似の事柄に関連して、関係各社が要請に応じて規制当局およびその他の者に開示することに同意する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング / テロ資金供与防止（A M L / C F T）法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのA M L / C F T適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのメールアドレス宛てに宛てて管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）入手することができる。

制裁

ファンドの受益証券は日本における販売会社および / または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および / または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授権された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（ ）米国財務省海外資産管理局（以下「O F A C」という。）によって維持されている、またはE Uおよび / または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）および / またはケイマン諸島の法令に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ ）国際連合、O F A C、E U、英国および / またはケイマン諸島によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（ ）国際連合、O F A C、E U、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人または当該関係者（適用ある場合）に通知することなく、申込人または当該関係者（適用ある場合）が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込との追加の取引および / または申込人のファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および / または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（以下「データ保護法」という。）は、2019年9月30日に施行された。データ保護法は、国際的に認められているデータ保護の原則に基づいて、ファンドの法的要件を導入している。投資者となるとする者は、ファンドへの投資ならびにファンドおよびその関連会社および / または代理人との関連する相互作用（買付申込通知の記入を含み、適用可能な場合には電子通信または電話の記録を含む。）を行うことにより、または、受託会社に投資者（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を提供することにより、そのような個人は、データ保護法の範囲内で個人情報を構成する一定の

個人情報を受託会社およびその関連会社および／または代理人（管理事務代行会社を含む。）に提供することになることに留意しなければならない。受託会社は、本個人情報に関するデータ管理者としての役割を果たし、その関連会社および／または管理事務代行会社などの受任者、投資運用会社およびその他の者はデータ処理者（または状況によりそれら自身の権利においてデータ管理者）としての役割を果たすものとする。

ファンドへの投資および／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、上述のことを詳細に読み、理解したことを認めるものとみなされるものとする。データ保護法の監督は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責任とする。ファンドによるデータ保護法の違反は、改善命令、罰金または刑事訴追の付託を含むオンブズマンによる強制措置につながる可能性がある。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。（明示的、黙示的または解釈によるものかを問わず）信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録する。発行されたすべての受益証券は、ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する最終的証拠となる。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できる。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の買付申込通知の一部または全部を拒絶する権利を留保する。買付申込通知が拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に関する日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社がその絶対的裁量で隨時承認した様式の書面によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または日本における販売会社がその絶対的裁量で要求したその他の事項について、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

(2) 日本における販売

日本においては、各営業日に、受益証券の申込みの取扱いが行われる。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

日本における申込受付時間は、原則として、午後4時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。

日本における販売会社は、原則として、各発行日の午後4時（日本時間）までに日本の投資者によりなされた買付注文を管理事務代行会社に取り次ぐ。なお、申込期限までの日本における10営業日の間に申込みを受け付ける。発行日とは、各月の16日（もしくは営業日でない場合には翌営業日）、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。発行価格は、当該申込みにかかる発行日における1口当たり純資産価格（該当する計算日に算出される。）である。「計算日」とは、関係する評価日の翌営業日、または管理会社が隨時決定するその他の日をいい、「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。継続申込期間においては、通常、日本における販売会社は発行日の翌営業日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。日本における「受渡日」とは、通常、当該日本における約定日から起算して、日本における4営業日目の日である。

申込人1人当たりの最低申込口数は、500口単位以上1口単位または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとする。

受益証券の取得申込みにあたって、申込価格に3.30%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社が別に定める手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。詳しくは日本における販売会社に問い合わせのこと。

ただし、管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは米ドル建クラスについては米ドルまたは円建（ヘッジなし）クラスについては日本円による。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利行使する予定である。

前記「(1) 海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により関連する計算日に計算され、公表されるものとする。

買戻請求通知は、次の買戻日付で考慮に入れられるようにするためには、関連する買戻日の属する月の第2暦日（営業日ではない場合には直前の営業日）の12時（ルクセンブルグ時間）または管理事務代行会社が販売会社と協議の上決定するその他の時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。

買戻日において受益者1人につき買戻しを行うことが可能な最低受益証券口数は、（ ）1口以上0.001口単位、（ ）受益者が保有するすべての受益証券を買い戻す場合には0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売会社が隨時決定する単位とする。小数第3位までの端数受益証券を買い戻すことができる。

ファンドには、買戻手数料は課されない。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計がファンドの純資産の30%、または、管理会社がその絶対的な裁量により決定した割合を超える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日および／またはファンドの純資産価額の計算を延期することができる。疑義を避けるために付言すると、買戻日が延期された場合、管理会社は買戻代金の支払い要件を満たすに十分な資産を現金化し、できる限り速やかに買戻代金を支払うよう努力する。

純資産価額の算定が一時停止されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない（詳細については後記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価 （口）純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、トラストの流動性リスクを監視する手法を実施し、トラストのため、管理会社が受益者からの買戻請求に隨時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払い

買戻代金の支払いは、通常、関連する買戻日から5営業日以内（もしくは当該5営業日目の日まで（同日を含む。）に決済を行うことができなかった場合には当該5営業日目の日の直後の決済可能な日に）または管理会社が隨時決定するその他の日までに行われるものとする。支払いは、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、当該受益者のリスク負担および経費負担により、基準通貨で直接振込によって行われる。買戻代金に支払前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下の理由等により、1営業日前から5営業日前までの間にファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

(a) ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。

() いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭面不利益を被る場合を含む。）、

() 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または

() ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。

(b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるファンドに関して必要な最低の口数に満たない場合。

(c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するファンドの受益証券の口数が、本書に定めるファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合。

(d) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額合計額が、本書に定める最低数または最低金額を下回ることになる場合。

(e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払いを求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。

(f) 受益者が行つたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、ファンドもしくはファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。

(g) 受益者が受益証券に関する購入申込代金を支払わない場合。

(h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。

(i) ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。

(j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、ファンドまたはファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。

(k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記(a)の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出しなければならない。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関連する買戻日の翌営業日の日本における翌営業日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本における買戻請求受付時間は、原則として、買戻日の属する月の第2暦日（営業日ではない場合には直前の営業日）の午後4時（日本時間）までとする。なお、買戻請求期限までの日本における10営業日の間に買戻請求を受け付ける。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後4時（日本時間）までに日本における販売会社に通知を行うことにより、()1口以上0.001口単位、()受益者が保有するすべての受益証券を買い戻す場合0.001口以上0.001口単位、または()販売会社が隨時決定する単位による受益証券の買戻しを請求することができる。買戻日とは、各月の16日（もしくは営業日でない場合には翌営業日）、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日（通常、買戻日の翌営業日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、米ドル建クラスについては米ドルまたは円建（ヘッジなし）クラスについては日本円により行われる。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(イ) 純資産価額の決定

管理会社は、ファンドの各評価日の直近の入手可能な市場価格を用い、ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させる。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の基準通貨で計算される。

各評価日現在の各ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定する。

- 1 . 最初に、ファンドの前評価日終了時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、ファンドの当該評価日に関する信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社を代理する管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。
- 2 . 次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含む。）を配分する。
- 3 . 最後に、ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額を除外する。

ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）のすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）の受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

- 1 . 最初に、ファンド（またはその関連するクラスもしくはシリーズ）の純資産価額を、評価日終了時現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のファンド（またはその関連するクラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券の総数で除す。
- 2 . 次に、四捨五入して小数第2位まで算出する。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）は、四捨五入して1円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるファンドの純資産価額のすべての算定は、ファンドの受益者にとって最終的かつ確定的なものであり、故意の不履行、過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しない。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受ける。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わない。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、または特定のファンドに関連する信託証書補遺もしくは英文目論見書の付属書に明記されていない限り、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。
 - (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格（始値または終値）で評価する。
 - (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
 - (d) ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
 - (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
 - (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
 - (g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。
 - (h) 上記の評価方法は、資産の市場価格を反映するために望ましいと考えられる場合、またその限りにおいて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により修正することができる。
- 上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのファンドの受益証券は発行済みとみなされ、ファンドの信託財産は発行することに合意したファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額する。
3. 投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したもの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除く。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込む。
5. 発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引く。
6. ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却する。

外国通貨で控除される予定の未控除投資対象または現金、当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切と判断するレートで円貨に換算する。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わない。

信託証書の規定に従って、ファンドの純資産価額を計算する際に、管理事務代行会社は、証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、関連する計算日において、ブルームバーグのジェネリックプライスで利用可能な価格を用いて評価することを確保するものとする。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、小数第3位を四捨五入し、米ドルのセント単位で計算される。

各評価日におけるファンドの純資産価額は、各計算日において、基本信託証書、信託証書補遺および英文目論見書に定められた原則に基づき算出される。当該原則にかかわらず、一部の投資先ファンドについては、当該投資先ファンドの公式な純資産価額の算出および／または公表の時期または頻度が、ファンドの純資産価額を算出にあたって当該公式な純資産価額を用いることを現実的でなくしている場合等、管理会社が適切と判断した場合には、公式な純資産価額に代えて、推定純資産価額を用いてファンドの純資産価額を算出することがある。

（口）純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算（および評価日の決定）、受益証券の発行、買戻し（または買戻日の決定）および買戻代金の支払い（仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）の全部または一部を、下記状況を含むあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止することができる。

- () その時点でファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- () 緊急事態に該当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- () ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。

- () 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- () ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはファンドのその他の業務提供者に関する、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の一時停止が一週間を超えることが予想される場合、停止から 7 日以内にファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知する。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

ファンドは、後記「(5) その他 (口) トラストまたはファンドの解散」に記載する一定の状況下で早期に終了しない限り、2031年 1月31日または管理会社と受託会社が日本における販売会社と協議のうえ隨時決定するその他の日に終了する予定である。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、各年の 7 月 31 日（以下「決算日」という。）に終了する。7 月 31 日が営業日でない場合、7 月の最終純資産価額が年次報告書の作成に使用される。各年の 7 月の最終営業日までに作成され、かつ、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成された、受益者に送付することが義務付けられている年次報告書（ファンドの監査済決算書を含む。）の写しは、関連する決算日から 6 か月以内に受益者に送付される。未監査半期決算書もまた作成され、通常、当該未監査半期決算書が関係する期間の終了後 3 か月以内に受益者に送付される。1 月 31 日が営業日でない場合、1 月の最終純資産価額が未監査半期報告書の作成に使用される。年次報告書および会計書類ならびに基本信託証書の追加の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所で入手可能である。

(5)【その他】

(イ)発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ)トラストまたはファンドの解散

ファンド（または場合によりトラスト）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

- (a) ファンド（または場合によりトラスト）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。
- (b) ファンドの純資産価額が、1,000万米ドルまたは管理会社もしくは受託会社が日本における販売会社と協議の上隨時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、日本における販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。
- (c) 受益者が、ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。
- (d) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が経過した時。
- (e) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しましたは任命を手配することができない場合。
- (f) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しましたは任命を手配することができない場合。
- (g) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定する場合。

ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知する。

(ハ)信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社がファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を修正し、変更し、または追加することができる。

管理会社または受託会社が、()かかる修正、変更、追加によっても既存の受益者の利益が大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任が免除されないと判断すること、または()かかる修正、変更、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法的拘束力の有無に関わらず）により必要であると判断することを書面で証明しない限り、かかる修正、変更、追加を承認する受益者決議またはサブ・ファンド決議が必要である。

修正、変更、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

(二)関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

サービス支援契約

サービス支援契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日より前に書面による通知をすることにより、または当事者が合意したより短い日において終了することができる。

サービス支援契約は、法の抵触に関するルールを考慮せず、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびファンドの終了に伴う金額の分配および支払いはファンドのすべての債務の支払いに劣後する。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

トラストが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、(a) サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有

し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

基本信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、決議、議決権または定足数に係る計算は、(基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日)付で計算される)受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、トラストの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により隨時任命されたトラストもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4)【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の受益者が提起するすべての訴訟について、その裁判管轄権は、下記の裁判所が有し、日本法が適用されることを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適正法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トウシュ・エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円および米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2024年11月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=150.74円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【2024年7月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

純資産計算書

2024年7月31日現在

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|---|-----|----------------------|------------------|
| 資産 | | | |
| 投資有価証券 - 時価評価額(取得原価 : 14,509,240.07米ドル) | 1.2 | 14,970,888.42 | 2,256,712 |
| 銀行預金 | | 86,812.07 | 13,086 |
| 設立費(純額) | 1.3 | 43,807.60 | 6,604 |
| 資産合計 | | 15,101,508.09 | 2,276,401 |
| 負債 | | | |
| 未払専門家費用 | | 19,925.05 | 3,004 |
| 未払印刷および公告費 | | 18,748.89 | 2,826 |
| 未払弁護士報酬 | | 8,611.58 | 1,298 |
| 未払投資運用報酬 | 5 | 6,795.55 | 1,024 |
| 未払販売報酬 | 8 | 6,449.37 | 972 |
| 未払サービス支援報酬 | 7 | 1,548.51 | 233 |
| 未払受託報酬 | 2 | 1,316.42 | 198 |
| 未払代行協会員報酬 | 9 | 1,289.50 | 194 |
| 未払管理事務代行報酬 | 4 | 1,129.33 | 170 |
| 未払保管報酬 | 6 | 757.63 | 114 |
| 未払管理報酬 | 3 | 386.89 | 58 |
| その他の負債 | | 414.46 | 62 |
| 負債合計 | | 67,373.18 | 10,156 |
| 純資産 | | 15,034,134.91 | 2,266,245 |

純資産

| | | | |
|------------------|-----|--------------|----------------|
| 米ドル建クラス受益証券 | 米ドル | 7,906,753.80 | 1,191,864,068円 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 日本円 | | 1,075,736,344円 |

発行済受益証券口数

| | |
|------------------|------------|
| 米ドル建クラス受益証券 | 82,500.000 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 77,450.000 |

1口当たり純資産価格

| | | | |
|------------------|-----|-------|---------|
| 米ドル建クラス受益証券 | 米ドル | 95.84 | 14,447円 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 日本円 | | 13,889円 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書
2024年7月31日終了年度

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|--------------|-----|---------------------|-----------------|
| 収益 | | | |
| 受取銀行利息 | 1.4 | 16,797.02 | 2,532 |
| その他の収益 | | 9,525.00 | 1,436 |
| 収益合計 | | 26,322.02 | 3,968 |
| 費用 | | | |
| 投資運用報酬 | 5 | 89,186.03 | 13,444 |
| 販売報酬 | 8 | 88,851.83 | 13,394 |
| 設立費の償却 | 1.3 | 36,294.16 | 5,471 |
| 印刷および公告費 | 10 | 29,528.49 | 4,451 |
| 弁護士報酬 | | 21,679.77 | 3,268 |
| サービス支援報酬 | 7 | 21,343.40 | 3,217 |
| 専門家報酬 | | 19,623.93 | 2,958 |
| 代行協会員報酬 | 9 | 17,765.44 | 2,678 |
| 受託報酬 | 2 | 15,039.09 | 2,267 |
| 管理事務代行報酬 | 4 | 14,567.90 | 2,196 |
| 保管報酬 | 6 | 10,691.70 | 1,612 |
| 管理報酬 | 3 | 5,330.43 | 804 |
| 登録手数料 | | 3,086.93 | 465 |
| 取引手数料 | | 1,453.67 | 219 |
| 保管費用 | | 619.75 | 93 |
| その他の費用 | | 1,992.40 | 300 |
| 費用合計 | | 377,054.92 | 56,837 |
| 投資純損失 | | (350,732.90) | (52,869) |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書
2024年7月31日終了年度（続き）

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|----------------|-----|----------------|-------------|
| 投資純損失 | | (350,732.90) | (52,869) |
| 以下に係る実現純（損失）： | | | |
| 外国為替 | 1.6 | (3,717.19) | (560) |
| 投資有価証券 | 1.2 | (51,375.68) | (7,744) |
| 当期投資純損失および実現損失 | | (405,825.77) | (61,174) |
| 未実現評価益の純変動 | | | |
| 投資有価証券 | 1.2 | 854,284.37 | 128,775 |
| 運用による純資産の純増加 | | 448,458.60 | 67,601 |
| 資本の変動 | | | |
| 受益証券買戻し | | (7,147,580.54) | (1,077,426) |
| 資本の純変動 | | (7,147,580.54) | (1,077,426) |
| 期首現在純資産 | | 21,733,256.85 | 3,276,071 |
| 期末現在純資産 | | 15,034,134.91 | 2,266,245 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

統計情報

| 期末現在発行済受益証券口数 | 米ドル建クラス受益証券 | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 |
|--------------------|--------------------------------------|------------------|
| 2022年7月31日 | 161,670.000 | 182,750.000 |
| 2023年7月31日 | 124,500.000 | 112,350.000 |
| 受益証券発行 | - | - |
| 受益証券買戻し | (42,000.000) | (34,900.000) |
| 2024年7月31日 | 82,500.000 | 77,450.000 |
| 期末現在純資産 | 米ドル建クラス受益証券 | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 |
| 2022年7月31日 | 15,919,779.55米ドル (2,399,747,569円) | 2,293,867,263円 |
| 2023年7月31日 | 11,644,306.76米ドル (1,755,262,801円) | 1,434,394,461円 |
| 2024年7月31日 | 7,906,753.80米ドル (1,191,864,068円) | 1,075,736,344円 |
| 期末現在受益証券1口当たり純資産価格 | 米ドル建クラス受益証券 | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 |
| 2022年7月31日 | 98.47米ドル (14,843円) | 12,552円 |
| 2023年7月31日 | 93.53米ドル (14,099円) | 12,767円 |
| 2024年7月31日 | 95.84米ドル (14,447円) | 13,889円 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

財務書類に対する注記

(2024年7月31日現在)

注1. 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価格（またはかかる評価日現在の純資産価格が入手できない場合は、その直前の日の純資産価格が使用される。）で評価される。ただし、一部の投資先ファンドについては、当該投資先ファンドの公式な純資産価額の算出および／または公表の時期または頻度が、ファンドの純資産価額を算出にあたって当該公式な純資産価額を用いることを現実的でなくしている場合等、管理会社が適切と判断した場合には、公式な純資産価額に代えて、推定純資産価額を用いてファンドの純資産価額を算出することがある。
- b) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- c) ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- d) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- e) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- f) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。
- g) 上記の評価方法は、資産の市場価格を反映するために望ましいと考えられる場合、またその限りにおいて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により修正することができる。
- h) 未実現評価損益の純変動額は、当年度における投資有価証券の時価の変動および当年度に実現した前年度の投資有価証券に係る未実現評価損益の戻入れにより構成される。
- i) 投資有価証券の処分に係る実現純損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

設立費は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、ファンドの当初 5 会計年度以内に償却される。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.6 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、年度末の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る未実現損益および実現純損益の純変動額は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注 2 . 受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.01%の割合の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドから、ファンドに関連して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注 3 . 管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドから、ファンドに関連して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注 4 . 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.08%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は12,500ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 5 . 投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.50%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 6 . 保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.06%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は3,000ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 7 . サービス支援報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.12%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 8 . 販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.50%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注 9 . 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注10. 印刷および公告費

運用計算書および純資産変動計算書の費用項目に計上されている「印刷および公告費」は、主に、年次および半期報告書の作成と日本の法的文書の作成にかかる費用で構成されている。

注11. 税金

11.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることではなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

11.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12. 為替レート

2024年7月31日現在使用されている米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

| 通貨 | 為替レート |
|-----|----------|
| 日本円 | 150.9301 |
| ユーロ | 1.0818 |

注13. 受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い

戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注14. 関係会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社およびサービス支援会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係会社に対する報酬は、当年度の運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

注15. 事象

ファンドは、2023年12月19日の純資産価額計算日から2024年2月27日の純資産価額計算日までの期間において、ファンドの純資産総額の10%を超える非UCITSへのエクスポートナーを有していた。当該違反は、2023年12月1日にファンドが買戻注文を受けた際、投資運用会社が当該違反を予期して適切に対応しなかったことによる。この違反は、非UCITSのポジションの一部について買戻しが行われたことにより、2024年2月28日付の純資産価額において解消した。損失は19.00米ドルであり、重大ではないとみなされた。2024年3月14日に、投資運用会社はファンドに補償を行った。

注16. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、年度末後から監査報告書日までの間の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

投資有価証券明細表
2024年7月31日現在

(米ドルで表示)

| 数量 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 時価 | 比率* |
|----------|--------------------------------------|-----|---------------|---------------|-------|
| 投資信託 | | | 米ドル | 米ドル | % |
| 365 | AMUNDI FD CASH USD I2 USD C ACC | 米ドル | 438,818.64 | 441,934.86 | 2.94 |
| 11,408 | BLUEBAY GLB SOV OPP I USD PERF ACC | 米ドル | 1,457,724.61 | 1,524,398.66 | 10.14 |
| 10,077 | CAPULA VOLAT OPPR FD S150 APR22 USD | 米ドル | 1,073,921.94 | 1,012,749.93 | 6.74 |
| 2,780 | CAPULA VOLAT OPPR FD S150 OCT23 USD | 米ドル | 278,000.00 | 267,113.13 | 1.76 |
| 11,423 | COREMONT BRE HOW AB RT GV-AMUSD ACC | 米ドル | 1,439,158.38 | 1,546,909.03 | 10.29 |
| 13,382 | FULCRUM DIVERS ABS RET I USD ACC | 米ドル | 1,688,169.31 | 1,801,910.30 | 11.99 |
| 17,347 | GL REACH M ST GRAHAM MAC J USD ACC | 米ドル | 2,170,391.09 | 2,270,936.27 | 15.11 |
| 4,005 | JOHN STREET SYST - CL HV USD A ACC | 米ドル | 566,414.42 | 788,358.83 | 5.24 |
| 10,349 | LMY-MW TOP MKT NEUT B UCIITS USD ACC | 米ドル | 2,128,623.23 | 2,325,102.01 | 15.47 |
| 9,206 | MONTLAKE ALPHAQ UCIT-USDF INST ACC | 米ドル | 732,622.93 | 728,972.82 | 4.85 |
| 16,018 | MULTIRNG-ONE RIV DY CONV C3 USD ACC | 米ドル | 1,582,975.66 | 1,516,462.31 | 10.09 |
| 9,245 | QUADRIGA INVESTORS IGNEO USD B ACC | 米ドル | 952,419.86 | 746,040.27 | 4.96 |
| 投資信託合計 | | | 14,509,240.07 | 14,970,888.42 | 99.58 |
| 投資有価証券合計 | | | 14,509,240.07 | 14,970,888.42 | 99.58 |

投資有価証券の分類

2024年7月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

| 国名 | 業種 | 比率(%)* |
|----------|----------------------|--------|
| ルクセンブルグ | トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体 | 65.87 |
| | | 65.87 |
| アイルランド | トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体 | 19.95 |
| | | 19.95 |
| ケイマン諸島 | トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体 | 13.76 |
| | | 13.76 |
| 投資有価証券合計 | | 99.58 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statement of net assets as at July 31, 2024

| | (Expressed in US dollars) | |
|---|---------------------------|----------------------|
| | Notes | USD |
| Assets | | |
| Investments at market value (cost USD 14,509,240.07) | 1.2 | 14,970,888.42 |
| Cash at bank | | 86,812.07 |
| Formation expenses (net) | 1.3 | 43,807.60 |
| Total assets | | 15,101,508.09 |
| Liabilities | | |
| Professional expenses payable | | 19,925.05 |
| Printing and publishing expenses payable | | 18,748.89 |
| Legal expenses payable | | 8,611.58 |
| Investment Manager fee payable | 5 | 6,795.55 |
| Distributor fee payable | 8 | 6,449.37 |
| Service Adviser fee payable | 7 | 1,548.51 |
| Trustee fee payable | 2 | 1,316.42 |
| Agent Company fees payable | 9 | 1,289.50 |
| Administrator fee payable | 4 | 1,129.33 |
| Custodian fee payable | 6 | 757.63 |
| Manager fees payable | 3 | 386.89 |
| Other liabilities | | 414.46 |
| Total liabilities | | 67,373.18 |
| Net assets | | 15,034,134.91 |
| Net assets | | |
| Class USD Unit | USD | 7,906,753.80 |
| Class JPY (Non-Hedged) Unit | JPY | 1,075,736,344 |
| Number of units outstanding | | |
| Class USD Unit | USD | 82,500.000 |
| Class JPY (Non-Hedged) Unit | JPY | 77,450.000 |
| Net asset value per unit | | |
| Class USD Unit | USD | 95.84 |
| Class JPY (Non-Hedged) Unit | JPY | 13,889 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended July 31, 2024

| | | (Expressed in US dollars) |
|------------------------------------|-------|---------------------------|
| | Notes | USD |
| Income | | |
| Bank interest | 1.4 | 16,797.02 |
| Other income | | 9,525.00 |
| Total income | | 26,322.02 |
| Expenses | | |
| Investment Manager fee | 5 | 89,186.03 |
| Distributor fee | 8 | 88,851.83 |
| Amortization of formation expenses | 1.3 | 36,294.16 |
| Printing and publishing expenses | 10 | 29,528.49 |
| Legal expenses | | 21,679.77 |
| Service Advisory fee | 7 | 21,343.40 |
| Professional expenses | | 19,623.93 |
| Agent Company fee | 9 | 17,765.44 |
| Trustee fee | 2 | 15,039.09 |
| Administrator fee | 4 | 14,567.90 |
| Custodian fee | 6 | 10,691.70 |
| Manager fee | 3 | 5,330.43 |
| Registration fee | | 3,086.93 |
| Transaction fee | | 1,453.67 |
| Safekeeping fee | | 619.75 |
| Other expenses | | 1,992.40 |
| Total expenses | | 377,054.92 |
| Net investment loss | | (350,732.90) |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended July 31, 2024
(continued)

| | (Expressed in US dollars) |
|--|---------------------------|
| | Notes |
| | USD |
| Net investment loss | (350,732.90) |
| Net realised (loss) on | |
| Foreign exchange | 1.6 |
| Investments | 1.2 |
| Net investment loss and realised loss for the year | (405,825.77) |
| Net change in unrealised appreciation on | |
| Investments | 1.2 |
| Net increase in net assets as a result of operations | 854,284.37 |
| Movement in capital | |
| Repurchase of units | (7,147,580.54) |
| Net movement in capital | (7,147,580.54) |
| Net assets at the beginning of the year | 21,733,256.85 |
| Net assets at the end of the year | 15,034,134.91 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statistical information

| Number of units outstanding at the end of the year | Class USD Unit | Class JPY (Non-Hedged) Unit |
|--|-------------------|-----------------------------|
| July 31, 2022 | 161,670.000 | 182,750.000 |
| July 31, 2023 | 124,500.000 | 112,350.000 |
| Units issued | - | - |
| Units repurchased | (42,000.000) | (34,900.000) |
| July 31, 2024 | 82,500.000 | 77,450.000 |
| | | |
| Net assets at the end of the year | Class USD Unit | Class JPY (Non-Hedged) Unit |
| July 31, 2022 | USD 15,919,779.55 | JPY 2,293,867,263 |
| July 31, 2023 | USD 11,644,306.76 | JPY 1,434,394,461 |
| July 31, 2024 | USD 7,906,753.80 | JPY 1,075,736,344 |
| | | |
| Net asset value per unit at the end of the year | Class USD Unit | Class JPY (Non-Hedged) Unit |
| July 31, 2022 | USD 98.47 | JPY 12,552 |
| July 31, 2023 | USD 93.53 | JPY 12,767 |
| July 31, 2024 | USD 95.84 | JPY 13,889 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements

(As at July 31, 2024)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used); except that, if deemed appropriate by the Manager, some underlying investment funds may be valued using an estimated net asset value instead of their official net asset value, for example in case where the relevant underlying investment fund's timing or frequency of calculation and/or publication of its official net asset value makes it impractical to use said official net asset value when calculating the Series Trust's Net Asset Value;
- (b) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) "Swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (e) If, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (f) All other assets and liabilities are valued in good faith and at the discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2024)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

- (g)The foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets;
- (h)Net change in unrealised appreciation and depreciation comprises changes in market value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised during the financial year;
- (i)Net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses are to be amortised within the first five financial years of the Series Trust unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

1.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

1.5 - Dividend income

Dividends are recorded as income when they are declared.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2024)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

1.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than US Dollar ("USD") are translated into USD at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates. Net change in unrealised appreciation and depreciation and net realised gains and losses on currencies other than USD are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Unrealised exchange appreciation and depreciation arising on the valuation of the securities in the portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 2 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a trustee fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

The Trustee shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Trustee in relation to the Series Trust out of the Series Trust.

Note 3 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Manager in relation to the Series Trust out of the Series Trust.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2024)

Note 4 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.08% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears with a minimum of EUR 12,500 per year.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Administrator in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 5 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.50% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Investment Manager out of the Series Trust's assets.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.06% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears with a minimum of EUR 3,000 per year.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Custodian in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2024)

Note 7 - Service Adviser fee

The Service Adviser is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.12% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Service Adviser out of the Series Trust's assets.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Distributor out of the Series Trust's assets.

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Agent Company out of the Series Trust's assets.

Note 10 - Printing and publishing expenses

Expenses recorded under the caption "Printing and publishing expenses" in the statement of operations and changes in net assets are mainly composed of fees for production of annual and semi-annual reports and Japanese legal documents.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2024)

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

11.2 - Other countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 12 - Exchange rate

The exchange rates against USD used as at July 31, 2024 are as follows:

| Currency | Exchange rate |
|----------|---------------|
| JPY | 150.9301 |
| EUR | 1.0818 |

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and the Appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the Appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2024)

Note 14 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Agent Company and Distributor, and the Service Adviser are considered as related parties to the Series Trust. Related Party fees are recorded in the statement of operations and charges in net assets for the year.

Note 15 - Events

The Series Trust had exposure to a non-UCITS more than 10% of the total net asset value of the Series Trust during the period from NAV date December 19, 2023 to February 27, 2024. The active breach occurred because the Investment Manager did not properly respond with anticipation of such breach when the Series Trust received a repurchase order on December 1, 2023. The breach was closed in the NAV dated February 28, 2024 following the repurchase of a part of the position of the non-UCITS. The loss was USD 19.00 which was considered immaterial. The Investment Manager compensated the Series Trust on March 14, 2024.

Note 16 - Subsequent events

There have been no significant events after year-end up to the date of the auditor's opinion, which in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Schedule of investments as at July 31, 2024

(Expressed in US dollars)

| Quantity | Description | Currency | Cost | Market value | Ratio* |
|-------------------------------|-------------------------------------|----------|---------------|---------------|--------|
| Investment funds | | | | | |
| 365 | AMUNDI FD CASH USD I2 USD C ACC | USD | 438,818.64 | 441,934.86 | 2.94 |
| 11,408 | BLUEBAY GLB SOV OPP I USD PERF ACC | USD | 1,457,724.61 | 1,524,398.66 | 10.14 |
| 10,077 | CAPULA VOLAT OPPR FD S150 APR22 USD | USD | 1,073,921.94 | 1,012,749.93 | 6.74 |
| 2,780 | CAPULA VOLAT OPPR FD S150 OCT23 USD | USD | 278,000.00 | 267,113.13 | 1.76 |
| 11,423 | COREMONT BRE HOW AB RT GV-AMUSD ACC | USD | 1,439,158.38 | 1,546,909.03 | 10.29 |
| 13,382 | FULCRUM DIVERS ABS RET I USD ACC | USD | 1,688,169.31 | 1,801,910.30 | 11.99 |
| 17,347 | GL REACH M ST GRAHAM MAC J USD ACC | USD | 2,170,391.09 | 2,270,936.27 | 15.11 |
| 4,005 | JOHN STREET SYST - CL HV USD A ACC | USD | 566,414.42 | 788,358.83 | 5.24 |
| 10,349 | LMY-MW TOP MKT NEUT B UCITS USD ACC | USD | 2,128,623.23 | 2,325,102.01 | 15.47 |
| 9,206 | MONTLAKE ALPHAQ UCIT-USDF INST ACC | USD | 732,622.93 | 728,972.82 | 4.85 |
| 16,018 | MULTIRNG-ONE RIV DY CONV C3 USD ACC | USD | 1,582,975.66 | 1,516,462.31 | 10.09 |
| 9,245 | QUADRIGA INVESTORS IGNEO USD B ACC | USD | 952,419.86 | 746,040.27 | 4.96 |
| Total investment funds | | | 14,509,240.07 | 14,970,888.42 | 99.58 |
| Total investments | | | 14,509,240.07 | 14,970,888.42 | 99.58 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Classification of investments as at July 31, 2024

Classification of investments by country and by economic sector

| Country | Economic sector | Ratio (%)* |
|-------------------|--|------------|
| Luxembourg | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 65.87 |
| | | 65.87 |
| Ireland | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 19.95 |
| | | 19.95 |
| Cayman Islands | | |
| | Trusts, Funds And Similar Financial Entities | 13.76 |
| | | 13.76 |
| Total investments | | 99.58 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

(2)【2023年7月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

純資産計算書

2023年7月31日現在

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|--|-----|----------------------|------------------|
| 資産 | | | |
| 投資有価証券 - 時価評価額(取得原価 : 21,782,341.06米ドル) | 1.2 | 21,389,705.04 | 3,224,284 |
| 銀行預金 | | 353,635.30 | 53,307 |
| 設立費(純額) | 1.3 | 80,101.76 | 12,075 |
| 資産合計 | | 21,823,442.10 | 3,289,666 |
| 負債 | | | |
| 未払弁護士報酬 | | 23,614.49 | 3,560 |
| 未払印刷および公告費 | | 19,860.17 | 2,994 |
| 未払専門家費用 | | 19,289.91 | 2,908 |
| 未払投資運用報酬 | 5 | 9,334.49 | 1,407 |
| 未払販売報酬 | 8 | 9,129.62 | 1,376 |
| 未払サービス支援報酬 | 7 | 2,192.10 | 330 |
| 未払代行協会員報酬 | 9 | 1,825.45 | 275 |
| 未払管理事務代行報酬 | 4 | 1,465.08 | 221 |
| 未払受託報酬 | 2 | 1,277.33 | 193 |
| 未払保管報酬 | 6 | 1,099.92 | 166 |
| 未払管理報酬 | 3 | 547.75 | 83 |
| その他の負債 | | 548.94 | 83 |
| 負債合計 | | 90,185.25 | 13,595 |
| 純資産 | | 21,733,256.85 | 3,276,071 |

純資産

| | | | |
|------------------|-----|---------------|----------------|
| 米ドル建クラス受益証券 | 米ドル | 11,644,306.76 | 1,755,262,801円 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 日本円 | | 1,434,394,461円 |

発行済受益証券口数

| | |
|------------------|-------------|
| 米ドル建クラス受益証券 | 124,500.000 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 112,350.000 |

1口当たり純資産価格

| | | | |
|------------------|-----|-------|---------|
| 米ドル建クラス受益証券 | 米ドル | 93.53 | 14,099円 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 日本円 | | 12,767円 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書
2023年7月31日終了年度

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|--------------|-----|---------------------|-----------------|
| 収益 | | | |
| 受取銀行利息 | 1.4 | 41,086.18 | 6,193 |
| 収益合計 | | 41,086.18 | 6,193 |
| 費用 | | | |
| 販売報酬 | 8 | 128,444.46 | 19,362 |
| 投資運用報酬 | 5 | 128,150.29 | 19,317 |
| 設立費の償却 | 1.3 | 36,430.25 | 5,491 |
| サービス支援報酬 | 7 | 30,844.36 | 4,649 |
| 印刷および公告費 | 10 | 28,808.81 | 4,343 |
| 代行協会員報酬 | 9 | 25,682.29 | 3,871 |
| 弁護士報酬 | | 21,989.96 | 3,315 |
| 管理事務代行報酬 | 4 | 20,542.36 | 3,097 |
| 専門家報酬 | | 18,981.87 | 2,861 |
| 保管報酬 | 6 | 15,422.44 | 2,325 |
| 受託報酬 | 2 | 15,095.29 | 2,275 |
| 管理報酬 | 3 | 7,706.59 | 1,162 |
| 登録手数料 | | 2,687.28 | 405 |
| 取引手数料 | | 1,176.72 | 177 |
| 保管費用 | | 814.62 | 123 |
| その他の費用 | | 1,916.53 | 289 |
| 費用合計 | | 484,694.12 | 73,063 |
| 投資純損失 | | (443,607.94) | (66,869) |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書
2023年7月31日終了年度（続き）

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|------------------|-----|-----------------|-------------|
| 投資純損失 | | (443,607.94) | (66,869) |
| 以下に係る実現純利益／（損失）： | | | |
| 投資有価証券 | 1.2 | 453,296.70 | 68,330 |
| 外国為替 | 1.6 | (48,697.75) | (7,341) |
| 当期投資純損失および実現利益 | | (39,008.99) | (5,880) |
| 未実現評価損の純変動 | | | |
| 投資有価証券 | 1.2 | (1,208,298.13) | (182,139) |
| 運用による純資産の純減少 | | (1,247,307.12) | (188,019) |
| 資本の変動 | | | |
| 受益証券発行 | | 98,310.00 | 14,819 |
| 受益証券買戻し | | (10,313,874.76) | (1,554,713) |
| 資本の純変動 | | (10,215,564.76) | (1,539,894) |
| 期首現在純資産 | | 33,196,128.73 | 5,003,984 |
| 期末現在純資産 | | 21,733,256.85 | 3,276,071 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

統計情報

| 期末現在発行済受益証券口数 | 米ドル建クラス受益証券 | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 |
|--------------------|--------------------------------------|------------------|
| 2021年7月31日 | 414,270.000 | 354,120.000 |
| 2022年7月31日 | 161,670.000 | 182,750.000 |
| 受益証券発行 | 1,000.000 | - |
| 受益証券買戻し | (38,170.000) | (70,400.000) |
| 2023年7月31日 | 124,500.000 | 112,350.000 |
| 期末現在純資産 | 米ドル建クラス受益証券 | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 |
| 2021年7月31日 | 41,298,243.12米ドル (6,225,297,168円) | 3,713,267,845円 |
| 2022年7月31日 | 15,919,779.55米ドル (2,399,747,569円) | 2,293,867,263円 |
| 2023年7月31日 | 11,644,306.76米ドル (1,755,262,801円) | 1,434,394,461円 |
| 期末現在受益証券1口当たり純資産価格 | 米ドル建クラス受益証券 | 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 |
| 2021年7月31日 | 99.69米ドル (15,027円) | 10,486円 |
| 2022年7月31日 | 98.47米ドル (14,843円) | 12,552円 |
| 2023年7月31日 | 93.53米ドル (14,099円) | 12,767円 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

財務書類に対する注記

(2023年7月31日現在)

注1. 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価格（またはかかる評価日現在の純資産価格が入手できない場合は、その直前の日の純資産価格が使用される。）で評価される。ただし、一部の投資先ファンドについては、当該投資先ファンドの公式な純資産価額の算出および／または公表の時期または頻度が、ファンドの純資産価額を算出にあたって当該公式な純資産価額を用いることを現実的でなくしている場合等、管理会社が適切と判断した場合には、公式な純資産価額に代えて、推定純資産価額を用いてファンドの純資産価額を算出することがある。
- b) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- c) ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- d) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- e) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- f) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。
- g) 上記の評価方法は、資産の市場価格を反映するために望ましいと考えられる場合、またその限りにおいて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により修正することができる。
- h) 未実現評価損益の純変動額は、当年度における投資有価証券の時価の変動および当年度に実現した前年度の投資有価証券に係る未実現評価損益の戻入れにより構成される。
- i) 投資有価証券の処分に係る実現純損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

設立費は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、ファンドの当初 5 会計年度以内に償却される。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.6 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、年度末の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る未実現損益および実現純損益の純変動額は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注 2 . 受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.01%の割合の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドから、ファンドに関連して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注 3 . 管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドから、ファンドに関連して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注4. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.08%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は12,500ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注5. 投資運用報酬

投資運用会社は、2023年1月31日まで、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.50%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

2023年2月1日から、投資運用報酬は四半期毎に後払いされる。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注6. 保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.06%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は3,000ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注7. サービス支援報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.12%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注8. 販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.50%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注9 . 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注10 . 印刷および公告費

運用計算書および純資産変動計算書の費用項目に計上されている「印刷および公告費」は、主に、年次および半期報告書の作成と日本の法的文書の作成にかかる費用で構成されている。

注11 . 税金

11.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることではなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

11.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各自の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12 . 為替レート

2023年7月31日現在使用されている米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

| 通貨 | 為替レート |
|-----|----------|
| 日本円 | 142.1748 |

注13. 受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注14. 関係会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社およびサービス支援会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係会社に対する報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

注15. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、年度末後から監査報告書日までの間の重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statement of net assets as at July 31, 2023

| | Notes | (Expressed in US dollars) |
|---|-------|---------------------------|
| | | USD |
| Assets | | |
| Investments at market value (cost USD 21,782,341.06) | 1.2 | 21,389,705.04 |
| Cash at bank | | 353,635.30 |
| Formation expenses (net) | 1.3 | 80,101.76 |
| Total assets | | 21,823,442.10 |
| Liabilities | | |
| Legal expenses payable | | 23,614.49 |
| Printing and publishing expenses payable | | 19,860.17 |
| Professional expenses payable | | 19,289.91 |
| Investment Manager fee payable | 5 | 9,334.49 |
| Distributor fee payable | 8 | 9,129.62 |
| Service Adviser fee payable | 7 | 2,192.10 |
| Agent Company fees payable | 9 | 1,825.45 |
| Administrator fee payable | 4 | 1,465.08 |
| Trustee fee payable | 2 | 1,277.33 |
| Custodian fee payable | 6 | 1,099.92 |
| Manager fees payable | 3 | 547.75 |
| Other liabilities | | 548.94 |
| Total liabilities | | 90,185.25 |
| Net assets | | 21,733,256.85 |
| Net assets | | |
| Class USD Unit | USD | 11,644,306.76 |
| Class JPY (Non-Hedged) Unit | JPY | 1,434,394,461 |
| Number of units outstanding | | |
| Class USD Unit | USD | 124,500.000 |
| Class JPY (Non-Hedged) Unit | JPY | 112,350.000 |
| Net asset value per unit | | |
| Class USD Unit | USD | 93.53 |
| Class JPY (Non-Hedged) Unit | JPY | 12,767 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended July 31, 2023

| | | (Expressed in US dollars) |
|------------------------------------|-------|---------------------------|
| | Notes | USD |
| Income | | |
| Bank interest | 1.4 | 41,086.18 |
| Total income | | 41,086.18 |
| Expenses | | |
| Distributor fee | 8 | 128,444.46 |
| Investment Manager fee | 5 | 128,150.29 |
| Amortization of formation expenses | 1.3 | 36,430.25 |
| Service Advisory fee | 7 | 30,844.36 |
| Printing and publishing expenses | 10 | 28,808.81 |
| Agent Company fee | 9 | 25,682.29 |
| Legal expenses | | 21,989.96 |
| Administrator fee | 4 | 20,542.36 |
| Professional expenses | | 18,981.87 |
| Custodian fee | 6 | 15,422.44 |
| Trustee fee | 2 | 15,095.29 |
| Manager fee | 3 | 7,706.59 |
| Registration fee | | 2,687.28 |
| Transaction fee | | 1,176.72 |
| Safekeeping fee | | 814.62 |
| Other expenses | | 1,916.53 |
| Total expenses | | 484,694.12 |
| Net investment loss | | (443,607.94) |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended July 31, 2023
(continued)

| | | (Expressed in US dollars) |
|--|-------|---------------------------|
| | Notes | USD |
| Net investment loss | | (443,607.94) |
| Net realised gain/(loss) on | | |
| Investments | 1.2 | 453,296.70 |
| Foreign exchange | 1.6 | (48,697.75) |
| Net investment loss and realised gain for the year | | (39,008.99) |
| Net change in unrealised depreciation on | | |
| Investments | 1.2 | (1,208,298.13) |
| Net decrease in net assets as a result of operations | | (1,247,307.12) |
| Movement in capital | | |
| Subscription of units | | 98,310.00 |
| Repurchase of units | | (10,313,874.76) |
| Net movement in capital | | (10,215,564.76) |
| Net assets at the beginning of the year | | 33,196,128.73 |
| Net assets at the end of the year | | 21,733,256.85 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Statistical information

| Number of units outstanding at the end of the year | Class USD Unit | Class JPY (Non-Hedged) Unit |
|--|-------------------|-----------------------------|
| July 31, 2021 | 414,270.000 | 354,120.000 |
| July 31, 2022 | 161,670.000 | 182,750.000 |
| Units issued | 1,000.000 | - |
| Units repurchased | (38,170.000) | (70,400.000) |
| July 31, 2023 | 124,500.000 | 112,350.000 |
| | | |
| Net assets at the end of the year | Class USD Unit | Class JPY (Non-Hedged) Unit |
| July 31, 2021 | USD 41,298,243.12 | JPY 3,713,267,845 |
| July 31, 2022 | USD 15,919,779.55 | JPY 2,293,867,263 |
| July 31, 2023 | USD 11,644,306.76 | JPY 1,434,394,461 |
| | | |
| Net asset value per unit at the end of the year | Class USD Unit | Class JPY (Non-Hedged) Unit |
| July 31, 2021 | USD 99.69 | JPY 10,486 |
| July 31, 2022 | USD 98.47 | JPY 12,552 |
| July 31, 2023 | USD 93.53 | JPY 12,767 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements

(As at July 31, 2023)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used); except that, if deemed appropriate by the Manager, some underlying investment funds may be valued using an estimated net asset value instead of their official net asset value, for example in case where the relevant underlying investment fund's timing or frequency of calculation and/or publication of its official net asset value makes it impractical to use said official net asset value when calculating the Series Trust's Net Asset Value;
- (b) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) "Swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (e) If, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (f) All other assets and liabilities are valued in good faith and at the discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2023)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

- (g)The foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets;
- (h)Net change in unrealised appreciation and depreciation comprises changes in market value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised during the financial year;
- (i)Net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses are to be amortised within the first five financial years of the Series Trust unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

1.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

1.5 - Dividend income

Dividends are recorded as income when they are declared.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2023)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

1.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than US Dollar ("USD") are translated into USD at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates. Net change in unrealised appreciation and depreciation and net realised gains and losses on currencies other than USD are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Unrealised exchange appreciation and depreciation arising on the valuation of the securities in the portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 2 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a trustee fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

The Trustee shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Trustee in relation to the Series Trust out of the Series Trust.

Note 3 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Manager in relation to the Series Trust out of the Series Trust.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2023)

Note 4 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.08% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears with a minimum of EUR 12,500 per year.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Administrator in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 5 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.50% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears until January 31, 2023.

From February 1, 2023, the Investment Manager fee is payable quarterly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Investment Manager out of the Series Trust's assets.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.06% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears with a minimum of EUR 3,000 per year.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Custodian in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2023)

Note 7 - Service Adviser fee

The Service Adviser is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.12% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Service Adviser out of the Series Trust's assets.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Distributor out of the Series Trust's assets.

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Agent Company out of the Series Trust's assets.

Note 10 - Printing and publishing expenses

Expenses recorded under the caption "Printing and publishing expenses" in the statement of operations and changes in net assets are mainly composed of fees for production of annual and semi-annual reports and Japanese legal documents.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2023)

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

11.2 - Other countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 12 - Exchange rate

The exchange rate against USD used as at July 31, 2023 is as follows:

| Currency | Exchange rate |
|----------|---------------|
| JPY | 142.1748 |

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and the Appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the Appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

NIKKO WORLD TRUST - GLOBAL TRADING OPPORTUNITY FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at July 31, 2023)

Note 14 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Agent Company and Distributor, and the Service Adviser are considered as related parties to the Series Trust. Related party fees are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Note 15 - Subsequent events

There have been no significant events after year-end up to the date of the auditor's opinion, which in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年11月末日現在)

| | 米ドル (および を除 <。) | 千円 (および を除 <。) |
|-------------|-------------------------|------------------------|
| 資産総額 | 14,097,812.35 | 2,125,104 |
| 負債総額 | 20,774.38 | 3,132 |
| 純資産総額(-) | 14,077,037.96 | 2,121,973 |
| 発行済口数 | 米ドル建クラス | 72,500口 |
| | 円建(ヘッジなし) クラス | 77,450口 |
| 1 口当たり純資産価格 | 米ドル建クラス | 95.85米ドル |
| | 円建(ヘッジなし) クラス | 13,823円 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C A を遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すこと、または米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 謾渡制限」を参照のこと。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

管理会社の資本金は、2024年11月末日現在、5,446,220ユーロ（約8億6,704万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約3,184円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における管理会社の資本金の増減はない。

(2)会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づきルクセンブルグにおいて適式に設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、1915年商事会法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、A I F M D および2013年法に基づき、トラストに関しA I F Mとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C 日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（隨時改正される2010年法第125 - 2条に規定された）U C Iを管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。管理会社は、U C Iの運営、管理および販売に関するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2024年11月末日現在、6本のファンドを管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営しているファンドは、以下のとおり、分類される。

| 分類 | | 内訳 |
|------|----------------------|---|
| A 分類 | 通貨建別運用金額 | 米ドル建て： 3,988,546,554米ドル ユーロ建て： 2,032,107ユーロ 日本円建て： 2,311,247,955,492円 豪ドル建て： 13,600,476豪ドル |
| B 分類 | ファンドの種類 (基本的性格) | 1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。 |

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3 第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 159.20円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

SMB C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2024年3月31日現在
(単位:ユーロ)

| | 注 | 2024年3月31日 | | 2023年3月31日 | | |
|--------------------------|----|------------|-----------|------------|-----------|--|
| | | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 | |
| 資産 | | | | | | |
| 固定資産 | | | | | | |
| - 有形資産 | | | | | | |
| a) その他の備品および付属品、工具および設備 | 3 | 8,231 | 1,310 | 2,136 | 340 | |
| 流動資産 | | | | | | |
| - 債権 | | | | | | |
| 売掛金 | | | | | | |
| - 1年内に支払期限の到来するもの | 4 | 1,190,974 | 189,603 | 1,047,017 | 166,685 | |
| その他の債権 | | | | | | |
| - 1年内に支払期限の到来するもの | | 6,618 | 1,054 | 5,000 | 796 | |
| - 預金および手許現金 | 5 | 12,334,182 | 1,963,602 | 9,993,152 | 1,590,910 | |
| 前払金 | | 70,915 | 11,290 | 74,511 | 11,862 | |
| 資産合計 | | 13,610,920 | 2,166,858 | 11,121,816 | 1,770,593 | |
| 負債 | | | | | | |
| 資本金および準備金 | | | | | | |
| - 払込資本金 | 6 | 5,446,220 | 867,038 | 5,446,220 | 867,038 | |
| - 準備金 | | | | | | |
| ・法定準備金 | 7 | 673,906 | 107,286 | 574,420 | 91,448 | |
| ・公正価値準備金を含むその他の準備金 | | | | | | |
| a) その他の利用可能な準備金 | | 2,920,510 | 464,945 | 999,124 | 159,061 | |
| b) その他の利用可能でない準備金 | 8 | 1,443,562 | 229,815 | 1,474,712 | 234,774 | |
| | | 5,037,978 | 802,046 | 3,048,256 | 485,282 | |
| - 当期損益 | | 2,118,205 | 337,218 | 1,989,722 | 316,764 | |
| | | 12,602,403 | 2,006,303 | 10,484,198 | 1,669,084 | |
| 引当金 | | | | | | |
| - 納税引当金 | 9 | 661,448 | 105,303 | 350,336 | 55,773 | |
| - その他の引当金 | 10 | 301,420 | 47,986 | 146,616 | 23,341 | |
| | | 962,868 | 153,289 | 496,952 | 79,115 | |
| 債務 | | | | | | |
| - 買掛け金 | | | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 11 | - | - | 103,735 | 16,515 | |
| - その他の債務 | | | | | | |
| - 社会保障 | 11 | 45,649 | 7,267 | 36,931 | 5,879 | |
| | | 45,649 | 7,267 | 140,666 | 22,394 | |
| 資本金、準備金および負債合計 | | 13,610,920 | 2,166,858 | 11,121,816 | 1,770,593 | |

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2024年3月31日に終了した年度
(単位:ユーロ)

| 注 | 2024年3月31日 | | 2023年3月31日 | |
|-------------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 |
| 純売上高 | 12.1 | 4,688,515 | 746,412 | 4,317,292 |
| その他の営業収益 | 13.2 | 5,531 | 881 | 8,254 |
| 原材料・消耗品およびその他外部費用 | | | | |
| b) その他の外部費用 | 12.2 | (418,435) | (66,615) | (313,170) |
| 人件費 | | | | |
| - 賃金および給与 | | (1,521,982) | (242,300) | (1,214,244) |
| - 社会保障費 | | (1,241,024) | (197,571) | (993,030) |
| - 年金関連 | | (128,951) | (20,529) | (107,286) |
| - その他の社会保障費 | | (45,177) | (7,192) | (38,988) |
| - その他の人件費 | | (83,774) | (13,337) | (68,298) |
| - その他の人件費 | | (152,007) | (24,200) | (113,928) |
| その他の営業費用 | 13.1 | (294,751) | (46,924) | (219,023) |
| その他の未収利息および類似収益 | | 366,465 | 58,341 | 84,482 |
| 未払利息および類似費用 | | - | - | - |
| 損益に係る税金 | | (707,138) | (112,576) | (673,869) |
| 税引後損益 | | 2,118,205 | 337,218 | 1,989,722 |
| その他の税金 | | - | - | - |
| 当期利益 | | 2,118,205 | 337,218 | 1,989,722 |
| | | <hr/> | <hr/> | <hr/> |
| | | | | 316,764 |

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2024年3月31日に終了した年度

注1. 事業活動

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正済)(以下「2010年法」という。)の第125-2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(随時改正済)(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2024年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(適格機関投資家向け)(「QMS」)、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクォンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2. 重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3. 固定資産の変動

| | 取得原価 | | 評価額調整 | | | |
|-------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| | 期首現在 価値総額 | 期末現在 価値総額 | 期首現在 累積額調整 | 期末現在 累積額調整 | 期首現在 価値純額 | 期末現在 価値純額 |
| | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ | ユーロ |
| 固定資産 | | | | | | |
| - コンピューター機器 | 5,096 | 5,096 | (2,960) | (4,234) | 2,136 | 862 |
| - 家具、備品 および付属品 | 7,264 | 15,697 | (7,264) | (8,328) | 0 | 7,369 |

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

注4. 売掛金

2024年3月31日および2023年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

注5. 預金および手許現金

預金には、S M B C グループ内に預託された12,280,070ユーロ（2023年：9,969,028ユーロ）の資金と、B I L 銀行（バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク）内に預託された54,112ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

注6. 払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2024年3月31日または2023年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C 日興証券株式会社である。

注7. 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年3月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが積立てられた（2022年3月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

注8. 資本金および準備金

| | 資本金 ユーロ | 法定 準備金 ユーロ | 準備金 ユーロ | 特別納税 準備金 ユーロ | その他の 準備金 ユーロ | 当期 損益 ユーロ |
|----------------|------------|------------------|------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 2023年3月31日現在残高 | 5,446,220 | 574,420 | 999,124 | 1,474,712 | 2,473,836 | 1,989,722 |
| 損益の繰入額 | - | 99,486 | 1,921,386 | (31,150) | 1,890,236 | (1,989,722) |
| 分配済み配当金 | - | - | - | - | - | - |
| 当期損益 | - | - | - | - | - | 2,118,205 |
| 2024年3月31日現在残高 | 5,446,220 | 673,906 | 2,920,510 | 1,443,562 | 4,364,072 | 2,118,205 |

| | 資本金 ユーロ | 法定 準備金 ユーロ | 準備金 ユーロ | 特別納税 準備金 ユーロ | その他の 準備金 ユーロ | 当期 損益 ユーロ |
|----------------|------------|------------------|-------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 2022年3月31日現在残高 | 5,446,220 | 490,714 | 940,615 | 1,242,812 | 2,183,427 | 1,674,115 |
| 損益の繰入額 | - | 83,706 | 1,358,509 | 231,900 | 1,590,409 | (1,674,115) |
| 分配済み配当金 | - | - | (1,300,000) | - | (1,300,000) | - |
| 当期損益 | - | - | - | - | - | 1,989,722 |
| 2023年3月31日現在残高 | 5,446,220 | 574,420 | 999,124 | 1,474,712 | 2,473,836 | 1,989,722 |

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は配当に利用することはできない。

注9. 納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。
税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注10. その他の引当金

| | 2024年3月31日 ユーロ | 2023年3月31日 ユーロ |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 一般経費に対する引当金 | 301,420 | 146,616 |
| | 301,420 | 146,616 |
| | | |

監査報酬に対する引当金は、2023年3月31日現在は「1年内に支払期限が到来する買掛金」に計上されていたが、当年度より「その他の引当金」として計上されている。

注11. その他の債務

2024年3月31日および2023年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

2024年3月31日

2023年3月31日

ユーロ

ユーロ

優先債権者に対する引当金（社会保障）

45,649

36,931

45,649

36,931

注12. 純売上高およびその他の外部費用

12.1 純売上高

2024年3月31日

2023年3月31日

ユーロ

ユーロ

管理報酬

4,688,515

4,317,292

4,688,515

4,317,292

2024年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ・グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ・シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ・グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ・グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て(米ドルヘッジあり)、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L イシュアンス戦略ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドから、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K R グローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クォンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、()サブ・ファンドの当初発行価格に()関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、(a) ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイ

ン／ロスを含む。)より、(b) ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

12.2 その他の外部費用

| | 2024年3月31日 | 2023年3月31日 |
|--------|------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| その他の費用 | 418,435 | 313,170 |
| | <hr/> | <hr/> |
| | 418,435 | 313,170 |
| | <hr/> | <hr/> |

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注13. その他の営業費用およびその他の営業収益

13.1 その他の営業費用

| | 2024年3月31日 | 2023年3月31日 |
|------------|------------|------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| その他の管理事務費用 | 294,751 | 219,023 |
| | <hr/> | <hr/> |
| | 294,751 | 219,023 |
| | <hr/> | <hr/> |

13.2 その他の営業収益

| | 2024年 3月31日 | 2023年 3月31日 |
|---------------------|-------------|-------------|
| | ユーロ | ユーロ |
| 過年度からのその他の引当金に対する調整 | 3,591 | 5,930 |
| 償却済み投資信託からの現金 | 18 | 2,322 |
| その他 | 1,922 | 2 |
| | 5,531 | 8,254 |

注14. 従業員および取締役

14.1 取締役

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

2023年2月9日付で、三田村氏は当社の取締役を辞任し、後任に服部氏が就任した。

2023年7月26日付で、松井氏は5人目の取締役となった。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

| | 2024年 3月31日 | 2023年 3月31日 |
|-----|-------------|-------------|
| 取締役 | 5 | 4 |

14.2 従業員

2024(訳注)年3月31日および2023(訳注)年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

| | 2024年 3月31日 | 2023年 3月31日 |
|-------|-------------|-------------|
| 上級管理職 | 3 | 2 |
| 中間管理職 | 2 | 2 |
| 従業員 | 4 | 3 |
| | 9 | 7 |

訳注：英文では「2023」および「2022」と記載されているが、正しくは「2024」および「2023」である旨の確認が取れているため、本文書においては、正しい英文に対する訳文を記載している。

注15. 後発事象

2024年会計年度に新たに3つのサブ・ファンドが、いずれも会計年度下半期に設定される予定である。

服部博則氏は、2024年5月31日付で辞任した。

(財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違がある場合には、原文（英語版）が優先される。)

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2024
(expressed in euro)**

| | Note(s) | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|---|---------|-------------------|-------------------|
| | | EUR | EUR |
| ASSETS | | | |
| Fixed assets | | | |
| - Tangible assets | | | |
| a) Other fixtures and fittings, tools and equipment | 3 | 8 231 | 2 136 |
| Current assets | | | |
| - Debtors | | | |
| Trade debtors | | | |
| - becoming due and payable within one year | 4 | 1 190 974 | 1 047 017 |
| Other debtors | | | |
| - becoming due and payable within one year | | 6 618 | 5 000 |
| - Cash at bank and in hand | 5 | 12 334 182 | 9 993 152 |
| Prepayments | | <u>70 915</u> | <u>74 511</u> |
| Total assets | | <u>13 610 920</u> | <u>11 121 816</u> |
| LIABILITIES | | | |
| Capital and reserves | | | |
| - Subscribed capital | 6 | 5 446 220 | 5 446 220 |
| - Reserves | | | |
| • legal reserve | 7 | 673 906 | 574 420 |
| • other reserves, including the fair value reserve | | | |
| a)other available reserves | | 2 920 510 | 999 124 |
| b)other non available reserves | 8 | <u>1 443 562</u> | <u>1 474 712</u> |
| | | 5 037 978 | 3 048 256 |
| - Profit or loss for the financial year | | <u>2 118 205</u> | <u>1 989 722</u> |
| | | 12 602 403 | 10 484 198 |
| Provisions | | | |
| - Provisions for taxation | 9 | 661 448 | 350 336 |
| - Other provisions | 10 | <u>301 420</u> | <u>146 616</u> |
| | | 962 868 | 496 952 |
| Creditors | | | |
| - Trade creditors | | | |
| becoming due and payable within one year | 11 | - | 103 735 |
| - Other creditors | | | |
| - Social security authorities | 11 | <u>45 649</u> | <u>36 931</u> |
| | | <u>45 649</u> | <u>140 666</u> |
| Total Capital, Reserves and Liabilities | | <u>13 610 920</u> | <u>11 121 816</u> |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2024
 (expressed in euro)

| | Note(s) | March 31, 2024 EUR | March 31, 2023 EUR |
|--|---------|-----------------------|-----------------------|
| Net turnover | 12.1 | 4 688 515 | 4 317 292 |
| Other operating income | 13.2 | 5 531 | 8 254 |
| Raw materials and consumables and other external expenses | | | |
| b) Other external expenses | 12.2 | (418 435) | (313 170) |
| Staff costs | | (1 521 982) | (1 214 244) |
| - Wages and salaries | | (1 241 024) | (993 030) |
| - Social security costs | | (128 951) | (107 286) |
| - <i>Relating to pension</i> | | (45 177) | (38 988) |
| - <i>Other social security costs</i> | | (83 774) | (68 298) |
| - Other staff costs | | (152 007) | (113 928) |
| Other operating expenses | 13.1 | (294 751) | (219 023) |
| Other interest receivable and similar income | | 366 465 | 84 482 |
| Interest payable and similar expenses | | - | - |
| Tax on profit or loss | | (707 138) | (673 869) |
| Profit or loss after taxation | | 2 118 205 | 1 989 722 |
| Other taxes | | - | - |
| Profit for the financial year | | 2 118 205 | 1 989 722 |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2024, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) ("QMS II"), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBc Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 3 - Movements in fixed assets**

| | Cost | | Value adjustments | | Net value at the beginning of the financial year | Net value at the end of the financial year |
|----------------------------------|--|--|---|---|--|--|
| | Gross value at the beginning of the financial year | Gross value at the end of the financial year | Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year | Cumulative value adjustments at the end of the financial year | | |
| | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR |
| Fixed assets | | | | | | |
| -computer equipment | 5 096 | 5 096 | (2 960) | (4 234) | 2 136 | 862 |
| Furniture, fixtures and fittings | 7 264 | 15 697 | (7 264) | (8 328) | 0 | 7 369 |

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

| | |
|------------------------|-----|
| Computer and equipment | 25% |
| Furniture & fixtures | 20% |
| Office arrangements | 50% |

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2024 and March 31, 2023 represent management fees receivable.

Note 5 – Cash at bank and in hand

Cash at bank included EUR 12,280,070 (2023: EUR 9,969,028) of funds deposited within SMBC Group and EUR 54,112 deposited within BIL, with no restricted cash.

Note 6 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2024 nor during the year ending 31 March 2023.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

Note 7 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

SMB Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 8 - Capital and reserves**

| | Capital | Legal reserve | Reserve | Special tax reserve | Other reserves | Result for the year |
|----------------------------------|------------------|--------------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| | EUR | EUR | (1) EUR | (2) EUR | (1) + (2) EUR | EUR |
| Balance at March 31, 2023 | 5 446 220 | 574 420 | 999 124 | 1 474 712 | 2 473 836 | 1 989 722 |
| Allocation of the result | - | 99 486 | 1 921 386 | (31 150) | 1 890 236 | (1 989 722) |
| Dividend distributed | - | - | - | - | - | - |
| Result for the financial year | - | - | - | - | - | <u>2 118 205</u> |
| Balance at March 31, 2024 | 5 446 220 | 673 906 | 2 920 510 | 1 443 562 | 4 364 072 | 2 118 205 |
| | Capital | Legal reserve | Reserve | Special tax reserve | Other reserves | Result for the year |
| | EUR | EUR | (1) EUR | (2) EUR | (1) + (2) EUR | EUR |
| Balance at March 31, 2022 | 5 446 220 | 490 714 | 940 615 | 1 242 812 | 2 183 427 | 1 674 115 |
| Allocation of the result | - | 83 706 | 1 358 509 | 231 900 | 1 590 409 | (1 674 115) |
| Dividend distributed | - | - | (1 300 000) | - | (1 300 000) | - |
| Result for the financial year | - | - | - | - | - | 1 989 722 |
| Balance at March 31, 2023 | 5 446 220 | 574 420 | 999 124 | 1 474 712 | 2 473 836 | 1 989 722 |

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 9 – Provision for taxation

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet.

Note 10 – Other provisions

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | EUR | EUR |
| Provision for general expenses | 301 420 | 146 616 |
| | <u>301 420</u> | <u>146 616</u> |

The provision for audit fees is recorded under "Other provision" this year whilst this provision was recorded under "Trade creditor becoming due and payable within one year" as of March 31st 2023.

Note 11 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2024 and March 31, 2023 are analysed as follows:

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | EUR | EUR |
| Provision for preferential creditors (social security) | 45 649 | 36 931 |
| | <u>45 649</u> | <u>36 931</u> |

Note 12 - Net turnover and other external expenses**12.1 - Net turnover**

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| | EUR | EUR |
| Management fees | 4 688 515 | 4 317 292 |
| | <u>4 688 515</u> | <u>4 317 292</u> |

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)**

The Management fee rates applicable as at March 31, 2024 are as follows:

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund and Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 202003 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and - - “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)**

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

12.2 - Other external expenses

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|----------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Other expenses | <u>418 435</u> | <u>313 170</u> |
| | <u>418 435</u> | <u>313 170</u> |

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 13 - Other operating expenses and other operating income**13.1 - Other operating expenses**

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|-------------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Other administrative expenses | <u>294 751</u> | <u>219 023</u> |
| | <u>294 751</u> | <u>219 023</u> |

13.2 - Other operating income

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|---|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Adjustment other provisions from previous years | 3 591 | 5 930 |
| Cash from liquidated Investment funds | 18 | 2 322 |
| Other | <u>1 922</u> | <u>2</u> |
| | <u>5 531</u> | <u>8 254</u> |

Note 14 - Staff and directors**14.1 - Directors**

Director's fees are part of the other operating expenses.

On February 9, 2023 Mr. Mitamura resigned as director of the Company and is replaced by Mr. Hattori.

On July 26, 2023 Mr. Matsui became the fifth Director.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|-----------|----------------|----------------|
| Directors | 5 | 4 |

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****14.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2023 and March 31, 2022 was as follows:

| | March 31, 2024 | March 31, 2023 |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| Senior Management | 3 | 2 |
| Middle Management | 2 | 2 |
| Employees | <u>4</u> | <u>3</u> |
| | <u><u>9</u></u> | <u><u>7</u></u> |

Note 15 – Subsequent events

Three new sub-funds are planned to be launched in FY 2024. All of them will be launched in the second half of the financial year.

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2024年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 159.20円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2024年9月30日現在
(単位:ユーロ)

| | 2024年9月30日 | | 2024年3月31日 | |
|------------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 |
| 資産 | | | | |
| 固定資産 | | | | |
| - その他の備品および付属品、工具および設備 | 12,474 | 1,986 | 8,231 | 1,310 |
| 流動資産 | | | | |
| 債権 | | | | |
| - 売掛金 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 1,291,264 | 205,569 | 1,190,974 | 189,603 |
| - 関係当事者への債権 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - その他の売掛金 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 6,618 | 1,054 | 6,618 | 1,054 |
| 預金 | 13,402,774 | 2,133,722 | 12,334,182 | 1,963,602 |
| 手許現金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前払金 | 19,986 | 3,182 | 70,915 | 11,290 |
| | 14,720,643 | 2,343,526 | 13,602,689 | 2,165,548 |
| 資産合計 | <u>14,733,117</u> | <u>2,345,512</u> | <u>13,610,920</u> | <u>2,166,858</u> |
| 負債 | | | | |
| 資本金および準備金 | | | | |
| - 払込資本金 | 5,446,220 | 867,038 | 5,446,220 | 867,038 |
| - 繙越利益 | 2,118,205 | 337,218 | 0 | 0 |
| - 準備金 | | | | |
| 法定準備金 | 673,906 | 107,286 | 673,906 | 107,286 |
| その他の積立金 | 4,364,072 | 694,760 | 4,364,072 | 694,760 |
| | 5,037,978 | 802,046 | 5,037,978 | 802,046 |
| - 当期損益 | 1,017,285 | 161,952 | 2,118,205 | 337,218 |
| | 13,619,688 | 2,168,254 | 12,602,403 | 2,006,303 |
| 引当金 | | | | |
| - 納税引当金 | 718,538 | 114,391 | 661,448 | 105,303 |
| - その他の引当金 | 346,984 | 55,240 | 301,420 | 47,986 |
| | 1,065,522 | 169,631 | 962,868 | 153,289 |
| 非劣後債務 | | | | |
| - 買掛金 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - その他の債務 | | | | |
| 社会保障 | 47,907 | 7,627 | 45,649 | 7,267 |
| | 47,907 | 7,627 | 45,649 | 7,267 |
| 負債合計 | <u>14,733,117</u> | <u>2,345,512</u> | <u>13,610,920</u> | <u>2,166,858</u> |

(2) 損益の状況

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2024年4月1日から2024年9月30日までの期間
(単位:ユーロ)

| | 2024年9月30日 | | 2024年3月31日 | |
|-----------------|----------------|---------------|------------------|----------------|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 |
| 費用 | | | | |
| その他の外部費用 | 36,254 | 5,772 | 418,435 | 66,615 |
| 人件費 | 134,410 | 21,398 | 1,521,982 | 242,300 |
| 流動資産要素に係る評価調整 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の営業費用 | 35,927 | 5,720 | 294,751 | 46,924 |
| その他の利息および類似財務費用 | (88) | (14) | 0 | 0 |
| | 206,504 | 32,875 | 2,235,168 | 355,839 |
| 法人所得税 | 70,765 | 11,266 | 707,138 | 112,576 |
| | 277,268 | 44,141 | 2,942,306 | 468,415 |
| 当期利益 | 213,369 | 33,968 | 2,118,205 | 337,218 |
| 費用合計 | 490,637 | 78,109 | 5,060,511 | 805,633 |
| 収益 | | | | |
| 純売上高 | 451,184 | 71,828 | 4,688,515 | 746,412 |
| その他の営業収益 | 0 | 0 | 5,531 | 881 |
| その他の利息および類似財務収益 | 39,453 | 6,281 | 366,465 | 58,341 |
| | 490,637 | 78,109 | 5,060,511 | 805,633 |
| 当期損失 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収益合計 | 490,637 | 78,109 | 5,060,511 | 805,633 |

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問業務、仲介業務の提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力する。ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払う。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払いは行われず、その代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払いは含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、ファンドの計算で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

ファンドの資産の一部は、投資運用会社またはエドモン・ドゥ・ロスチャイルドの企業グループの他の事業体が特定の役割（管理会社、投資顧問会社、販売会社または当該金融商品に関連するその他の役割等）を担っている金融商品（投資ファンドを含む。）に投資されることがあります、その結果、投資運用会社は利益相反のリスクにさらされる可能性がある。このようなリスクを軽減するために、投資運用会社は、ファンドの目的への適合性、投資方針の透明性、発行体の質、パフォーマンスおよびコストを考慮して金融商品の選択を行うことを確保する。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)ワールド・ファンド・リミテッド(「受託会社」)

(イ)資本金の額

2024年11月末日現在、1米ドル(約150.74円)

(ロ)事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)の「管理子会社」(銀行および信託会社法(改正済)に規定されている。)であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社である。

(2)S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

(イ)資本金の額

2024年11月末日現在、90,154,448ユーロ(約144億円)

(ロ)事業の内容

S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行で、S M B C バンク E Uの子会社である。

(3)S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(イ)資本金の額

2024年9月末日現在、1,350億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ(「投資運用会社」)

(イ)資本金の額

2024年11月末日現在、58,693,500スイス Franc(約100億円)

(注)スイスFrancの円換算は、便宜上、2024年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスFranc=170.98円)による。以下別段の記載がない限り同じ。

(ロ)事業の内容

ジュネーブ1204、ヘッセ通り18番に登録上の本店を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは、1924年5月26日にスイスにおいて設立されたスイスの有限会社である。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは、スイス金融市場調査局(FINMA)により認可および監督されている銀行である。その主要な業務は、ポートフォリオの投資一任運用サービス、投資助言サービスおよび金融商品の注文の受注および伝達を含むがこれに限られない金融サービスの提供を行うことである。銀行として、集団投資スキームの運用者として行為する権限も有している。

(5)三井住友D S アセットマネジメント株式会社(「サービス支援会社」)

(イ)資本金の額

2024年11月末日現在、20億円

(ロ)事業の内容

サービス支援会社は、日本法に基づき有限責任で2002年12月に設立された。サービス支援会社は、関東財務局(金商)第399号の登録番号をもって2007年9月から金融商品取引業者として日本の金融庁に登録されている。

2【関係業務の概要】

(1)ワールド・ファンド・リミテッド

受託会社は、基本信託証書および信託証書補遺に基づき、ファンドの資産の受託者としての業務を提供する。

受託会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、それぞれが受託会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、受託会社においては、受託会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ受託会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わず、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にファンドに発生した損失に関して、かかる損失がファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わない。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わない。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

（2）S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、トラストの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるファンドの管理事務代行会社として任命された。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、トラストの事務を管理し、トラストの会計記録を付け、ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務める。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国（法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C バンク E U の子会社である。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。）は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故（自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。）の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出（種類または性質を問わない。）のうち、（ ）同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、（ ）管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に直接または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社に支払う報酬については上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金 （3）管理報酬等

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてS M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。保管会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C バンク E Uの子会社である。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社により任命された代理人、下請人または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社および管理会社は、ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

受託会社は、その過失または故意の不履行による場合を除き、ファンドに関して第三者が被った損失または損害につき保管会社に対してなされるすべての請求および要求（これにより発生したまたはこれに付随するコストおよび費用を含む。）について、ファンドの資産からのみ保管会社を補償し、免責する。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

ファンドまたはファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （3）管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(3) S M B C 日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の販売・買戻業務を行う。

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイ

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うファンドの資産の投資および再投資に関する、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイを投資運用会社として選任した。

(5) 三井住友D S アセットマネジメント株式会社（「サービス支援会社」）

管理会社、投資運用会社およびサービス支援会社の間のサービス支援契約（以下「サービス支援契約」という。）に従い、サービス支援会社は、一定のサービス（サービス支援契約にさらに詳細に記載

される。)を提供することに同意している。サービス支援会社が提供するサービスは、管理会社の全般的な指図、統括および責任に従う。

3 【資本関係】

管理会社は、代行協会員および日本における販売会社であるS M B C 日興証券株式会社の子会社である。

三井住友D S アセットマネジメント株式会社と、S M B C 日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により默示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請

手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評議の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評議の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル / 100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンデに募集書類がない場合、当該マスター・ファンデに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンデの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンデの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンデの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンデ法、ミューチュアル・ファンデ法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンデの場合に限り、ミューチュアル・ファンデの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従つて、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（以下「BOT」）という。において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がC I M Aに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。

(m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

(n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英國の信託法に従っており、この問題に関する英國の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英國の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。

(g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。

(b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英國の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島

または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有しているなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または默示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社において

は、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ビークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ビークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求める
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しましたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8 . 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
(a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行なうこともしくは行おうとすることを終了しましたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
(a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) B O T Aに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、B O T Aに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを見知ること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと
 - () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
- (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編るように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること

(b) 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファン法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

(b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること

(d) ミューチュアル・ファン法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

(e) ミューチュアル・ファン法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファン法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファン法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファン法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファン法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずにいたことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずにいたことを意味すると一般的に解される。だます意図があつたことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もし
それが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、
設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴え提起することができる。
- (b) 一般的な事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンド
は取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはある
ても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との
間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限
りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行したまは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剩余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剩余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剩余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ことによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公示されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確實に投資家に支払われるようすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかに CIMA に連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨を CIMA に通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第 5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前に CIMA に届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。
- #### 14.8 保管会社
- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域または CIMA が承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の 1 か月前までにその旨を書面で CIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域または CIMA が承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表 2 第 3 項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の 1 か月前までに CIMA、投資家および他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また

はジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

(c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一會社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限しないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一會社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいづれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、または会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間内において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2024年1月31日 有価証券報告書（第3期）／募集事項等記載書面

2024年4月30日 半期報告書（第4期中）

第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨の記載
管理会社、投資運用会社、日本における販売会社等の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。
「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載がある。
- (4) 交付目論見書および請求目論見書に、次の事項を記載することがある。
「投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」
- (5) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載がある。
- (6) 登録簿に登録された関連する受益証券の口数を保有する登録された受益者の権原を証明するための受益証券の券面は発行されない。ただし、券面の発行を希望する受益者が当該発行費用を負担する場合、券面が発行される。
- 受益証券の券面に記載される主な事項は次のとおりである。
1. トラストとサブ・ファンドの名称
 2. 表章される口数
 3. 発行者の署名
 4. 発行者の登記上の事務所の所在地
 5. 発行年月日
 6. 受益者名
 7. 券面番号

[次へ](#)

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

| | |
|-----------|--|
| 決算日 | 毎年 7月31日またはファンドに関して管理会社が随时決定する毎年のその他の日をいう。 |
| 計算期間 | ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。 |
| 管理事務代行会社 | ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社である S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がトラストの管理事務代行に任命するその他の個人もしくは法人をいう。 |
| A E O I | <p>() 1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法令、規則または指針、または同様の金融口座情報報告および／または源泉徴収税制度の実施を目指す他の法域で制定された類似の法律、規則または指針。</p> <p>() 経済協力開発機構（O E C D）が発行する金融口座情報の自動的交換制度 - 共通報告基準（C R S）および関連指針。</p> <p>() () および() に記載される法令、規則、指針または基準を遵守し、円滑化し、補足し、または施行するために締結される、ケイマン諸島（またはケイマン諸島の政府組織）およびその他の法域（当該各法域の政府組織を含む。）との間の政府間協定、条約、規則、指針、基準またはその他の取決め。</p> <p>() 上記に掲げる事項を発効させるためにケイマン諸島において実施される法令、規則または指針。</p> |
| 代行協会員 | S M B C 日興証券株式会社、および／または英文目論見書の付属書の条件に従って管理会社がファンドに関する代行協会員に任命する者もしくは機関をいう。 |
| A I F M | A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。 |
| A I F M D | 隨時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年 6月 8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E Uをいう。 |
| 営業日 | ルクセンブルグ、イス（ジュネーブ）、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日（土曜日もしくは日曜日または12月24日を除く。）、またはファンドに関して管理会社が随时決定するその他の一もしくは複数の日をいう。 |

| | |
|--------------------|---|
| 計算日 | 関係する評価日の翌営業日、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。 |
| ケイマン諸島 | 英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。 |
| 総管理事務代行契約 | 管理会社および受託会社がトラストに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。 |
| 券面 | ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。 |
| C I M A | ケイマン諸島金融庁をいう。 |
| 米ドル建クラス受益証券 | 米ドル建てであり、かつ、米ドル建クラス受益証券と指定された受益証券をいう。 |
| 円建(ヘッジなし)クラス受益証券 | 円建てであり、かつ、円建(ヘッジなし)クラス受益証券と指定された受益証券をいう。 |
| 保管会社 | ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って隨時管理会社および受託会社からトラストの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。 |
| 保管契約 | 受託会社および管理会社がトラストに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。 |
| 販売会社、および日本における販売会社 | S M B C 日興証券株式会社、および／または英文目論見書の付属書の条件に従って管理会社がファンドに関する販売者に任命する者もしくは機関をいう。 |
| 適格投資家 | (a) () 米国人、() ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により隨時決定され、受託会社に通知された者をいう。 |

ユーロ

欧州経済通貨同盟に参加している国の法定通貨をいう。

| | |
|---------------|--|
| 投資対象 | 個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券（派生商品を含む。）、ローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。）をいう。 |
| 投資顧問会社 | いずれかのファンドに関し信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則の規定に従い選任され、当分の間投資顧問会社として行為する者、会社もしくは法人をいう。 |
| 投資運用契約 | 管理会社がファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。 |
| 投資運用会社 | エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイ、またはファンドに関し管理会社が隨時任命するその他の者、会社もしくは法人をいう。 |
| 発行日（買付日） | 各月の16日（もしくは営業日でない場合には翌営業日）、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。 |
| 発行価格（買付価格） | ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。なお、受益証券は、当初申込期間以降、通常、発行日現在で発行される。 |
| 日本 | 日本およびその領土および領地をいう。 |
| ミューチュアル・ファンド法 | ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（隨時改正される。）をいう。 |
| 基本信託証書 | 2017年3月23日付で修正および再録された2009年3月18日付基本信託証書（隨時、修正および追補される。） |
| 管理会社 | ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってファンドに関する管理者に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。 |
| 純資産価額 | 基本信託証書および信託証書補遺に従って、各評価日時点で計算されるファンドの公式の純資産価額をいう。 |

受益証券 1 口当たり
純資産価格

ファンド（場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズ）の関連する基準通貨による受益証券 1 口当たりの価格をいい、関連するファンドの信託財産（場合によってはファンドのクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産価額を発行済みの当該ファンド（場合によってはクラスもしくはシリーズ）の受益証券口数で除して計算され、四捨五入して小数第 2 位まで算出される。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）については、円の単位に四捨五入して算出される。

英文目論見書

トラストに関する英文目論見書（隨時変更または補足がなされ、当該英文目論見書の付属書を含む。）をいう。

受益者名簿

信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。

基準通貨

ファンドの建て通貨である米ドルをいう。ファンドの受益証券については、受益証券の表示通貨をいう。

ミューチュアル・
ファンド規則

ケイマン諸島の隨時改訂される一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）をいう。

買戻日

各月の16日（もしくは営業日でない場合には翌営業日）、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

買戻請求通知

ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。

買戻価格

前記「第一部 ファンド情報 第 2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。

ファンド

受託会社と管理会社の間で2009年3月18日付で作成された基本信託証書（隨時修正、改訂および／または補足済）およびファンドを設定する2020年11月11日付で作成された信託証書補遺（隨時修正および／または補足済）に基づいて設定されたトラストのサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンドをいう。

サブ・ファンド決議

(a) 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券 1 口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。

サービス支援会社

三井住友D S アセットマネジメント株式会社、または投資運用会社および管理会社がファンドに関して隨時任命するその他の者、会社もしくは法人をいう。

買付申込通知

ファンドの受益証券（または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が隨時決定する様式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。

信託証書補遺

ファンドに関して、ファンドを設定する信託証書補遺（隨時改正または補完されることがある。）をいう。

一時停止

一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行または買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。

信託財産

ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および信託証書に基づいてファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。

受託会社

ワールド・ファンド・リミテッド、または信託証書に定める規定に従ってファンドの受託者に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。

受益証券

ファンドの受益証券をいう。

米国

アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。

受益者

その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。

受益者決議

(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しあつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。

米ドル

アメリカ合衆国の法定通貨をいう。

米国人

受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。 () 米国に居住する自然人、 () 米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、 () 執行者または財産管理人が米国人である財団、 () 受託者が米国人である信託、 () 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、 () 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、() 米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（ A ）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（ B ）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（ a ）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。

評価日

毎営業日、または管理会社が隨時決定するその他の一もしくは複数の日をいう。

「円」、「¥」または　　日本の法定通貨をいう。

「日本円」

独立監査人の監査報告書

日興ワールド・トラストのサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンドの受託会社御中

監査意見

我々は、日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2023年7月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書（すべて米ドルで表示される）（以下、ともに「財務書類」という。）、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドの2023年7月31日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「IAS」という。）に準拠して監査を行った。我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。また我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の我々の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、当該規定およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

受託会社および管理会社は、年次報告書に記載されるその他の情報（財務書類、財務書類に対する注記およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対してもかかる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると受託会社および管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、受託会社および管理会社がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、CSSFが採用したISA-sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

CSSFが採用したISA-sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに受託会社および管理会社が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 受託会社および管理会社が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・アンド・トウシュ・エルエルピー

2023年11月27日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund
A series trust of Nikko World Trust

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund (the “Series Trust”), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the schedule of investments as at July 31, 2023, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars) (together “the financial statements”), and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at July 31, 2023, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the “*Commission de Surveillance du Secteur Financier*” (CSSF). Our responsibilities are further described in the “Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report, but does not include the financial statements, the notes to the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of the other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP
November 27, 2023

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

日興ワールド・トラストのサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンドの受託会社御中

監査意見

我々は、日興ワールド・トラスト・グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年7月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書（すべて米ドルで表示される）（以下、ともに「財務書類」という。）、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドの2024年7月31日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「IAS」という。）に準拠して監査を行った。我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の我々の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、当該規定およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

受託会社および管理会社は、年次報告書に記載されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。

我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると受託会社および管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、受託会社および管理会社がファンの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、CSSFが採用したISA-sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

CSSFが採用したISA-sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに受託会社および管理会社が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 受託会社および管理会社が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・アンド・トウシュ・エルエルピー

2024年12月2日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund
A series trust of Nikko World Trust

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund (the “Series Trust”), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the schedule of investments as at July 31, 2024, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States Dollar) (together “the financial statements”), and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at July 31, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (CSSF). Our responsibilities are further described in the “Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)(IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP
December 2, 2024

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
株主各位
ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2024年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したIASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したIASに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2024年6月21日

ケーピーエムジー オーディット エス・

アー・エール・エル

公認の監査法人

ミルコ・レーマン

パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegarde von Bingen
L-1282 Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the réviseur d'entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 21 June 2024

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann

Partner

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。